

札幌こころのセンター所報

平成 27 年度

札幌こころのセンター
(札幌市精神保健福祉センター)

はじめに

平成 27 年度の札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）所報をお届けします。忌憚のないご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

平成 27 年 4 月に所長が変わり、週 2 回の勤務体制から常勤になりました。

当センターは、自殺対策を所管しており、＜北海道地域自殺対策緊急強化基金＞に基づくすべての事業について説明責任があります。4 月に、平成 21 年から 26 年までの基金事業に関して、会計検査院による実地検査が行われました。札幌市の各部局が行ったすべての事業に関する審査に応じなければならず、当初は途方に暮れる状況でしたが、職員総出で伝票や起案などを整理し、事業内容等をまとめた資料を作成するなど、一丸となって取り組み、無事に終えることができました。この作業を通じて、あらためてこれまでの自殺対策を振り返ることができました。

札幌市では、自殺者数が平成 24 年度から男性を中心に徐々に減少してきましたが、未だに 1 日に約 1 名の方が亡くなっており、全国と同様に 10 代の若者の自殺者数は横ばいであり、10 代から 30 代の死因順位の 1 位が自殺であるという深刻な状況です。27 年度は若年層対策として、新たにリーフレットの作成と Web サイトの開設を行い、啓発に力を入れました。また、大学生を支援する職員を対象とした研修会（北区）や学生と協働して「考えてみよう命のこと」というテーマの動画作成（手稲区）に協力しました。

依存症対策では、平成 27 年 12 月の「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の施行に伴い、新たな取組として、飲酒運転を行った当事者および家族のための専用相談電話を 12 月に開設しました。今後は、依存症が疑われる飲酒運転者への保健指導や支援も行います。

災害時における精神医療および精神保健体制の整備は、重要な課題です。平成 28 年には熊本地震をはじめ、鳥取中部地震、北海道の台風被害等の自然災害がありました。被災された方々の一日も早い回復をお祈りしています。札幌市では、広島市精神保健福祉センターを訪問し、災害時の精神保健福祉体制づくりについて学ばせていただき、北海道 DPAT 検討会議や DPAT 統括者研修会に参加しました。これらの経験を生かし、災害時精神保健福祉体制の構築に向け、準備を進めたいと思います。

札幌こころのセンターは、これからも地域に密着した精神保健福祉活動の充実に向けて取り組んでまいります。日頃より、さまざまな事業にご協力いただいている関係機関、関係諸団体の皆様に、紙面を借りてお礼申し上げますとともに、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 28 年 12 月

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）所長

鎌田 隼輔

目 次

I 概 要

1	沿革	1
2	業務概要	2
3	施設及び職員	4
4	精神保健福祉センター相談業務関連図	6
5	歳出決算状況	7

II 実 績

1	企画立案	8
2	技術指導・技術援助	14
3	人材育成	18
4	普及啓発	21
5	調査研究	24
6	精神保健福祉相談	25
7	特定相談	35
8	組織育成	39
9	精神医療審査会	40
10	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定 に関する事務	42
11	精神科救急情報センターの運営	44
12	ほっとけない・こころ推進事業(自殺総合対策事業)	47

III 関係条例・規則等

1	札幌市精神保健福祉センター条例	59
2	札幌市精神保健福祉センター条例施行規則	60
3	札幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱	62
4	札幌市心の健康づくり電話相談事業実施要綱	63
5	心の健康づくり電話相談事業実施要綱	65
6	電話相談強化事業実施要綱	66
7	札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領	67
8	札幌市精神医療審査会運営規則	70
9	札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱	76
10	札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会開催要領	77
11	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	78
12	精神科救急情報センター業務運営要領	81
13	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	83
	(参考)精神保健福祉センター運営要領について	86

I 概要

1 沿革

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成 9 年 4 月 1 日	大都市特例により北海道から精神保健福祉センター業務が委譲されるのに伴い、札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所 1 階に札幌市精神保健福祉センターを開設
平成 9 年 4 月	心の健康づくり電話相談事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定事務が精神保健福祉センターへ移管
平成 15 年度	精神障害者社会適応訓練事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 16 年 2 月	札幌市精神保健福祉センターの愛称を一般公募し、応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転することに伴い、新庁舎（WEST19）の 4 階へ移転
平成 16 年 6 月 1 日	札幌市精神科救急情報センターを開設
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」（平成 21～25 年度）を策定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加
平成 25 年 3 月	精神障害者社会適応訓練事業を廃止
平成 26 年 3 月	「第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」（平成 26～30 年度）を策定

2 業務概要

札幌こころのセンターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省の定めた「精神保健福祉センター運営要領」（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）により行われている。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がいの権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、精神保健福祉センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神保健福祉センターは、障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行うものとする。

上記(1)～(9)のほか、札幌こころのセンターでは、精神科救急情報センターの運営やほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）など、法定業務以外の事業も行っている。

(10) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、精神科救急情報センターの運営を行う。

(11) ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の実施

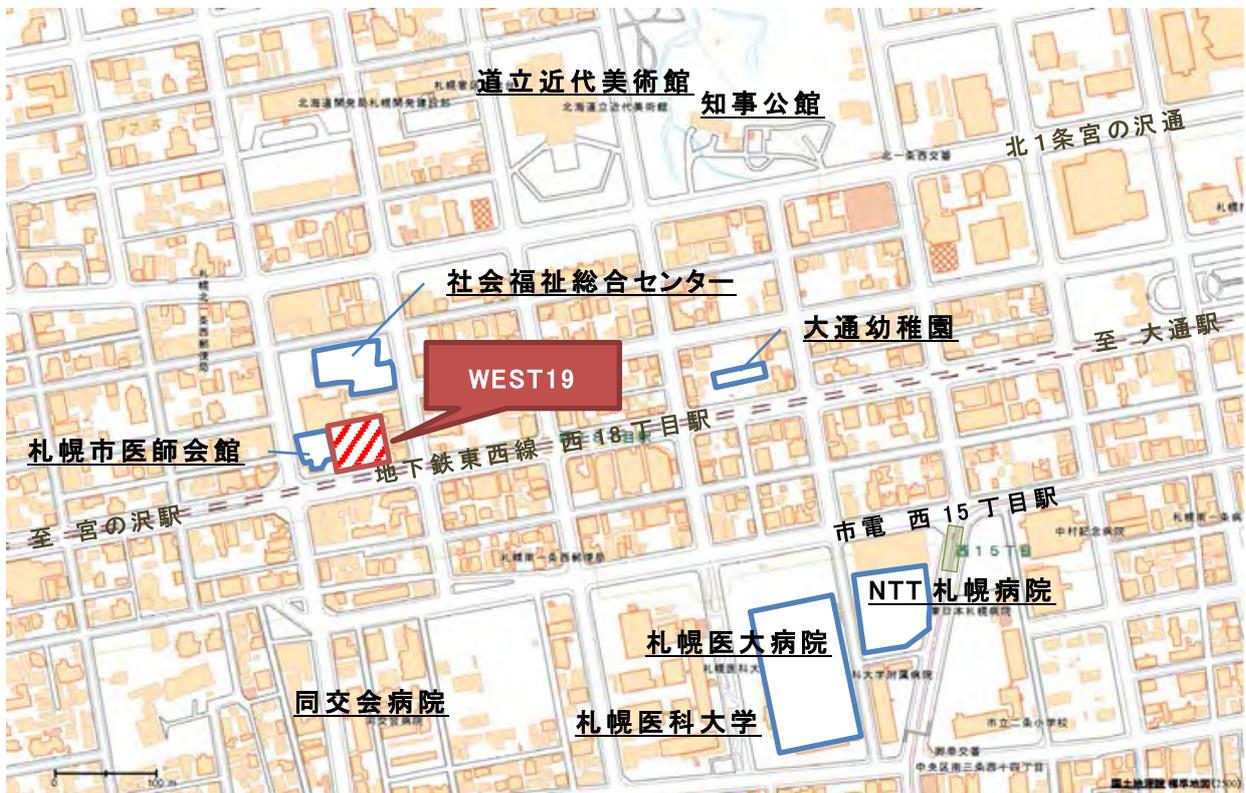
札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）に基づき、札幌市における自殺総合対策の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」ことのできる社会の実現を目指す。

3 施設及び職員

(1) 施設状況

項目	内容
名称	札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター)
所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階 (札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅1番出口すぐ)
床面積	1,286.93 m ²
電話【事務回線】	011-622-5190
電話【相談専用】	011-622-0556
F A X	011-622-5244
Eメール	kokoronocenter@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/

(2) 施設の位置



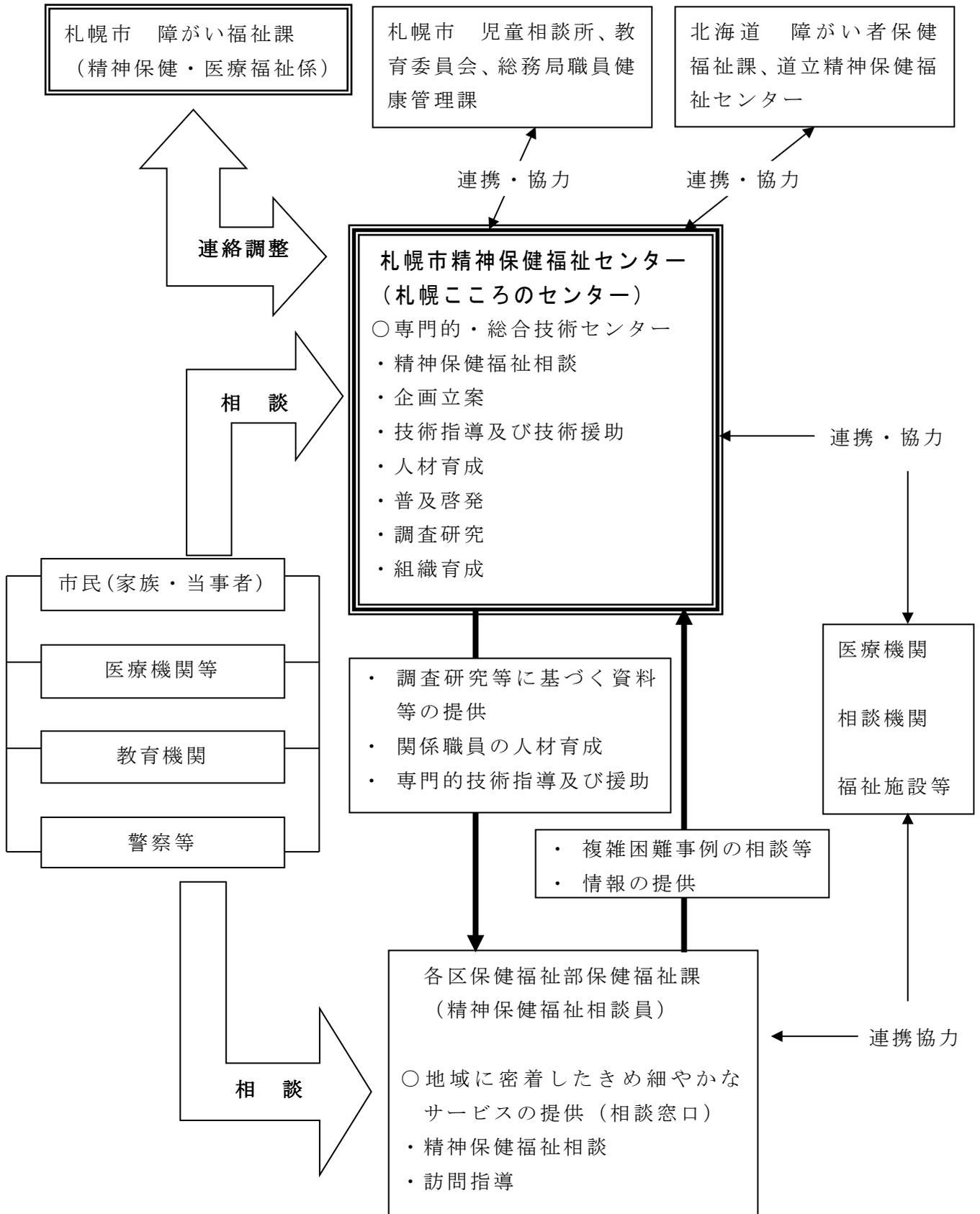
※国土地理院地図(電子国土WEB)を基に作成

(3) 職員配置

職 名	職 種	人 数		備 考
		平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	
精神保健担当部長	医師職	0 ※	1	
所 長	医師職	0 ※	0	精神保健担当部長事務取扱
相談支援担当課長	技術職	1	1	保健師
医務担当課長	医師職	1	0	
業務担当課長	事務職	1	1	
管理係長	事務職	0	0	業務担当課長事務取扱
相談支援係長	技術職	1	1	保健師
保健推進担当係長	技術職	1	1	セラピスト
一般職	事務職	5	5	
	技術職	5	5	セラピスト 4 名・ 作業療法士 1 名
	技術職	2	2	保健師 2 名
総 数		1 7	1 7	

※ 所長（精神保健担当部長）は平成 26 年度、総務局職員健康管理担当部長を兼務しており、精神保健福祉センターへは月曜と木曜の週 2 回のみ勤務する体制であったが、27 年度からは常勤に戻っている。

4 精神保健福祉センター相談業務関連図



5 歳出決算状況

精神保健福祉センター運営費

[平成 27 年度]

(単位：円)

科 目	26 年度 決算額 (A)	27 年度 決算額 (B)	H26→H27 増減 (B-A)	備 考
非常勤職員報酬	6,503,010	5,733,320	▲ 769,690	精神医療審査会・判定会委員・心の健康相談医師報酬
共済費(賃金)	212,275	248,627	36,352	
賃 金	1,379,724	1,241,165	▲ 138,559	臨時的任用職員雇用(原局負担分)
報 償 費	40,093	50,116	10,023	研修会等講師謝礼
旅 費	679,970	964,690	284,720	会議・研修出席等職員旅費
需用費(その他)	2,520,653	1,538,184	▲ 982,469	消耗品費、印刷物費、トナー代、ダイケア用品、専門誌等
食糧費	8,932	8,955	23	来客用お茶
光熱水費	12,612	12,129	▲ 483	ガス料金(ダイケア)
役務費(その他)	13,319,905	13,414,980	95,075	入院届等報告書料、電話料金等
保険料	99,450	99,450	0	傷害保険(ダイケア)
委託料(その他)	3,483,667	4,092,808	609,141	心の健康づくり電話相談、複合機保守等
使用料及び賃借料	244,886	349,140	104,254	複合機リース料、営業車借上料
備品購入費	209,196	939,956	730,760	事務用備品、専門書等
負担金	74,000	118,700	44,700	センター長会会費、研修会参加費等
計	28,788,373	28,812,220	23,847	

(正規職員に係る人件費を除く)

Ⅱ 実績

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

(1) 自殺総合対策

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

庁内の各部局との連携を強化し、社会的な要因等を含めた総合的な自殺対策を推進するため、副市長を委員長とする局長級の会議を2回（うち1回は書面）開催している（委員は、設置要綱の別表1を参照）。

<第1回>（※書面開催）

時期：平成27年12月

内容：①札幌市における自殺の状況について

②平成26年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の実績報告

③平成27年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の事業計画等

<第2回>

日時：平成28年2月12日（金）15時00分～16時00分

場所：札幌市役所本庁舎地下1階 1号会議室

議題：①札幌市における自殺の現状

②札幌市の自殺総合対策事業の取組状況報告

③札幌市における自殺総合対策の課題と方針

イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会

局長級の推進会議における審議を円滑に進めるため、推進会議の開催に先立ち、部長級による幹事会を1回開催している（幹事は、設置要綱の別表2を参照）。

日時：平成28年2月3日（水）10時30分～12時00分

場所：札幌市役所本庁舎6階 1号会議室

議題：①札幌市における自殺の現状

②札幌市の自殺総合対策事業の取組状況報告

③札幌市における自殺総合対策の課題と方針

ウ 相談窓口プロジェクト

自殺予防における総合的かつ効果的な相談支援体制を構築することを目的に「相談窓口プロジェクト」を開催している。

日時：平成 28 年 2 月 23 日（火） 9 時 00 分～10 時 30 分

場所：札幌市精神保健福祉センター 会議室

内容：①情報交換

②「相談窓口プロジェクト」の位置づけ及び方向性について

③“ほっとけない”カード研修の実施状況及びアンケート調査の結果について 他

エ 札幌市自殺対策実務担当者意見交換会

自殺対策に取り組んでいる関係機関等を集め、第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）の進捗状況及び関係機関等の取組の共有を行い、官民連携して札幌市の自殺対策を推進するための体制強化を図ることを目的に、意見交換会を 2 回開催した。

(7) 参加機関

区 分	機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	札幌市医師会 札幌市社会福祉協議会 北海道精神保健推進協会こころのリカバリー総合支援センター
大学・研究機関	札幌市立大学看護学部
警察・消防機関	北海道警察本部
経営・労働関係機関	日本産業カウンセラー協会北海道支部
司法関係機関	札幌弁護士会 札幌司法書士会 日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）
自殺等に関する民間活動団体	北海道いのちの電話 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 札幌市精神障害者家族連合会 札幌連合断酒会 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 分かちあいの会・ネモフィラ

(4) 内容等

< 第 1 回 >

日時：平成 27 年 10 月 29 日（木）18 時 30 分～20 時 00 分

場所：札幌市精神保健福祉センター 会議室

内容：①札幌市における自殺の状況について

②各参加機関の活動状況の報告及び事業の P R について

< 第 2 回 >

日時：平成 28 年 2 月 29 日（月）18 時 30 分～20 時 00 分

場所：札幌市精神保健福祉センター 会議室

内容：①札幌市における自殺の状況について

②各参加機関の活動状況の報告及び事業の P R について

(2) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援などを目的とした所管部局・組織による会議等への参加及び委員としての出席を行っている。

ア 子ども関係

(7) 札幌市要保護児童対策地域協議会

主催者	会議名	月 日
札幌市子ども未来局児童相談所	札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議	3 / 10
札幌市中央区	中央区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 22
札幌市北区	北区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 26
札幌市東区	東区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 23
札幌市白石区	白石区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 2
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 29
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 8
札幌市清田区	清田区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 24
札幌市南区	南区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 18
札幌市西区	西区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 15
札幌市手稲区	手稲区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6 / 25

(イ) その他

主催者	会議名	月 日
札幌市教育委員会	札幌市子どもの命を守る連携協力会議	9 / 14
	札幌市いじめの防止等のための基本的な方針策定に向けた関係部長会議	1 / 12
	札幌市不登校対策連絡協議会	2 / 10
	札幌市立学校の指導が不適切な教員に関する意見聴取会議	2 / 24
	児童生徒の非行防止等に関わる関係機関・団体との懇談会	2 / 26
札幌市子ども未来局	子どものための相談窓口連絡会議	7 / 30、2 / 1
	企画競争実施委員会	3 / 9
札幌市民生委員児童委員協議会	札幌市民生委員児童委員協議会理事会	1 / 7
札幌市若者支援総合センター	平成 27 年度さっぽろ子ども・若者支援地域協議会第 1 回実務者会議	6 / 5、8 / 6 11 / 16、3 / 2

イ 自殺対策

主催者	会議名	月 日
内閣府自殺対策推進室	全国自殺対策主管課長等会議（東京）	9 / 25
	自殺対策官民連携協働ブロック会議（東京）	11 / 13
北海道保健福祉部	北海道自殺対策連絡会議	3 / 8

ウ 精神保健福祉関係

主催者	会議名	月 日
厚生労働省医薬食品局	薬物中毒対策連絡会議	10 / 27～28
札幌市社会福祉協議会	権利擁護審査会（計 9 回参加）	
札幌市保健福祉局 総務部	保健福祉課職員研修推進委員会	3 / 17
札幌市保健福祉施策 総合推進本部	札幌市保健福祉施策総合推進本部幹事会	12 / 9
北海道医師会	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修企画委員会	4 / 27、11 / 17
独法）北海道産業保健総合支援センター	北海道メンタルヘルス対策連絡会議	1 / 26
北海道立精神保健福祉センター	北海道心の健康づくり推進連絡協議会	3 / 17

エ 精神科救急医療

主催者	会議名	月 日
北海道保健福祉部	北海道精神科救急医療体制連絡調整委員会	1 / 29

オ 精神医療審査会

主催者	会議名	月 日
札幌市精神医療審査会連絡協議会	札幌市精神医療審査会総会	4 / 17
	札幌市精神医療審査会合同委員会	12 / 4
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会シンポジウム（横浜）	11 / 21
	全国精神医療審査会連絡協議会総会（東京）	2 / 25～26

カ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター（所）長会等

主催者	会議名	月 日
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会定期総会・大都市部会（東京）	7 / 16～17
	全国精神保健福祉センター長会・大都市部会及び精神保健福祉センター所長会議（東京）	2 / 25～26
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会・研究協議会（長崎）	11 / 3～4
東北・北海道精神保健福祉センター所長会	東北・北海道精神保健福祉センター所長会総会・研究協議会（仙台）	6 / 11～12

キ 医療観察法

主催者	会議名	月 日
札幌保護観察所	医療観察制度地域連絡協議会	12 / 1、12 / 3
	札幌保護観察所管内薬物関係地域支援連絡協議会	7 / 17、1 / 27
	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議（計 69 回参加）	
	北海道運営連絡協議会	9 / 4

ク 発達障がい

主催者	会議名	月 日
カラフルブレインアートフェス実行委員会	カラフルブレインアートフェス実行委員会	5/27、9/10 10/28、12/10 2/12
札幌市自閉症・発達障害支援センター（おがる）	札幌市自閉症・発達障害支援センター（おがる）連絡協議会	2/19
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部	発達障害者支援開発事業企画・推進委員会	6/29、2/5
北海道障害者職業センター	発達障害者雇用支援連絡協議会	6/15

ケ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	月 日
札幌中央被害者支援連絡協議会	札幌中央被害者支援連絡協議会総会	11/4
北海道被害者支援連絡協議会	北海道被害者支援連絡協議会定期総会	8/18
北海道環境生活部	北海道犯罪被害者等支援推進委員会	8/3、11/11

コ 高次脳機能障がい

主催者	会議名	月 日
北海道保健福祉部	高次脳機能障がい者支援連絡会議	9/17

サ その他

主催者	会議名	月 日
札幌市基幹相談支援センターワン・オール	札幌市精神障がい者地域生活移行推進プロジェクト	3/22
札幌市保健所	札幌市健康づくり推進協議会	3/17
札幌市保健福祉局	保健福祉施策総合推進本部幹事会、高齢者保健福祉部会及び障がい者保健福祉部会兼企画調整会議幹事会	12/9
日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）	法テラス札幌・関係機関連絡会議	11/18
北海道保健福祉部	D P A T 検討会議	12/10、3/16

2 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動推進のため、関係諸機関に対し、専門的な立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

(1) 連絡調整支援事業

区の精神保健問題について、専門的見地から指導・支援を行うことで、区の相談体制を強化し、区の精神保健福祉相談体制の向上を図るため、平成16年度から本事業を開始し、平成27年度も継続している。技術職員（作業療法士、セラピスト、保健師等）が定期的に各区に出向き、複雑困難事例に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。

各区の相談件数（内容別）

（件）

相談内容 \ 区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
老人保健	5	0	0	2	0	0	1	0	1	1	9
社会復帰	0	4	2	16	2	0	0	7	3	1	35
アルコール	1	0	4	1	1	2	3	1	3	2	18
薬物	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	4
心の健康づくり	0	0	0	1	0	0	4	3	3	0	11
ひきこもり	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	5
自殺関連	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障害	0	9	1	0	6	0	3	1	0	0	20
その他	22	6	22	23	5	12	24	8	13	14	149
27年度計	31	20	30	45	16	16	37	21	23	17	256
26年度(参考)	19	26	20	12	18	16	30	26	33	25	225

※ その他（149件）の内訳は、精神科医療機関への通院・入院に関する相談が111件と大半を占めていた。

(2) 発達障害者支援体制整備事業への支援

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法施行を受け、平成 17 年度から札幌こころのセンターにおいても、発達障害者支援体制整備事業として「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」と 4 部会を立ち上げ、取り組んできた。

平成 20 年度から本事業の所管が障がい福祉課となり、当センターは技術的支援を目的に、障がい福祉課が開催する会議や各部会等に出席している。

会議・部会名	出席回数
発達障害者支援開発事業企画・推進委員会	2
札幌市発達障害者支援関係連絡会議 人材育成部会	1
札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）連絡協議会	1
カラフルブレインアートフェス実行委員会	2

(3) 障害福祉サービス（精神障がい者）支給に係る意見依頼について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、平成 18 年 10 月の障害者自立支援法施行時より、精神医学的見地から障害福祉サービス（精神障がい者）支給の要否に係る意見を述べている。各区保健福祉部が申請時に受理した書類等と、各区精神保健福祉相談員が障害支援区分認定調査で聴取した生活状況等の情報をもとに行っている。

ア 区別依頼数

(件)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
精神障がい者であることの確認	20	17	8	22	6	15	4	8	15	13	128
障害福祉サービス支給要否	55	46	44	41	23	51	15	24	36	8	343
27 年度 計	75	63	52	63	29	66	19	32	51	21	471
26 年度（参考）	75	47	53	112	55	52	24	39	47	34	538

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

イ 依頼内容及び回答

(7) 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳（件）

年度	確認できる	疑義あり	取下げ	計
27 年度	111	16	1	128
26 年度（参考）	110	50	1	161

(イ) 障害福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳(件) (重複あり)

回答内訳	利用可能	調整が必要	利用が困難	取下げ	計
居宅介護	136	27	27	2	192
行動援護	0	0	1	0	1
重度訪問介護	0	0	0	0	0
生活介護	6	0	0	1	7
短期入所	7	0	0	0	7
施設入所支援	1	0	0	0	1
共同生活援助	69	14	2	1	86
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(宿泊型)	5	0	0	0	5
就労移行支援	1	0	0	0	1
就労継続支援A・B型	4	1	1	0	6
移動支援	46	19	17	0	82
27年度 計	275	61	48	4	388
26年度(参考)	159	121	142	10	432

(4) ケア会議への参加

関係機関等からの要請に応じ、随時ケア会議へ参加し、助言などを行っている。

ア 依頼者別コンサルテーション件数

(延べ件数)

依頼者	区保健 福祉課	市教育 委員会	保護 観察所	児童 相談所	保健所	その他	計
件数	4	1	69	3	0	4	81

※ その他は、区保護課、区家庭児童相談員、支援団体など。

※ 26年度のコンサルテーション件数は50件(参考)。

※ 保護観察所からの依頼件数(69件)は、心神喪失者等医療観察法に係るケア会議の出席件数と一致する。

イ 内容

相談内容	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	づくり 心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	発達障害	その他	計
件数	2	69	3	0	0	4	1	1	0	0	0	1	81

※ その他は、精神科医療機関への通院・入院に関する相談(2件)。

ウ 心身喪失者等医療観察法関連

平成 27 年度	支援事例数	処遇終了件数	ケア会議出席依頼書 受理件数
新規	8(7)	3 (5)	107 (74)
継続	15(13)		
合計	23 (20)		

※カッコ内は、26 年度の件数。

3 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に教育研修を行い、技術的水準の向上を図っている。

(1) 精神保健福祉関係職員転入者研修

目的：精神保健福祉関係の職場に新採用または転入した職員の、精神医学、福祉制度などの基礎的な知識の習得を目指す。

また、過去の参加者アンケートにおいて、具体的な対応の仕方や事例を用いた講義などのより実践的・具体的な内容が求められていたため、基礎的な研修とともにフォローアップ研修を実施し、さらなる知識の習得、対応力の向上を目指す。

ア 基礎研修

対象：平成 27 年度に各区保健福祉課等、精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に配属となった新規採用職員および転入職員（希望者を含む）

実施日	内容	講師	受講者数
平成 27 年 5 月 27 日 (水)	精神疾患の理解と対応	精神保健福祉センター所長	95 名
平成 27 年 5 月 28 日 (木)	精神保健福祉法について	障がい福祉課精神保健・医療福祉係長	64 名
	精神保健福祉センターの業務	精神保健福祉センター相談支援係長	
	札幌市精神科救急情報センターの概要	精神保健福祉センター保健推進担当係長	
	精神保健福祉活動と精神保健福祉相談員の業務	東区保健福祉課精神保健福祉相談員	
	札幌市の精神障がい者の就労支援および相談支援事業について	障がい福祉課就労・相談支援担当係長	
札幌市の自殺について “ほっとけない”カードの活用について	精神保健福祉センター相談支援係担当職員		

イ 施設見学会

対象：平成 27 年度に新規採用または転入した精神保健福祉相談員

実施日	見学先	見学者数
平成 27 年 7 月 28 日（火）	特定医療法人さっぽろ悠心の郷 ときわ病院	4 名
	ウイングル札幌大通センター	
	特定医療法人北仁会 幹メンタルクリニック	
平成 27 年 7 月 29 日（水）	NPO 法人札幌マック	4 名
	社会福祉法人みなみ会	

ウ フォローアップ研修

対象：平成 27 年度に各区保健福祉課等、精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に配属となった新規採用職員および転入職員（希望者を含む）

実施日	内容	講師	受講者数
平成 28 年 1 月 25 日（月）	講義：精神障がい者の支援について	精神保健福祉センター所長	15 名
	事例検討（グループワーク）： 「多問題を抱える家庭への支援」		

(2) グループケアMグループ見学研修

平成 20 年 5 月（試行は平成 19 年）より、乳幼児虐待の要因ともなりうる自閉症スペクトラム障害の母親に対する理解を進め、子育て支援の充実を目指した調査研究事業として、自閉症スペクトラム障害の診断を受けた子育て中の母親のグループ（Mグループ）を実施している。本研修は精神保健または母子保健に携わる専門職を対象とし、グループ活動の見学を通して、専門職が自閉症スペクトラム障害の特性を持つ母親への支援方法や関わり方について学ぶ機会を提供している。なお、当事者の負担を考慮し、各日の定員は 5 名までとしている。

実施日	内容	受講者数
平成 27 年 6 月 19 日（金）	グループ活動の見学（当事者の近況報告をもとにしたミーティング） 当事者と受講者との意見交流	4 名
平成 27 年 10 月 16 日（金）		5 名
平成 27 年 12 月 18 日（金）		5 名
平成 28 年 2 月 19 日（金）		2 名

(3) 札幌市教育センター専門研修（札幌市教育センターとの共催事業）

目的：日常の生徒指導に役立つ、青年期におけるメンタルヘルスに関する理解と対応を学ぶ。

対象：札幌市で学校教育に携わる教職員

実施日	内容	講師	受講者数
平成 27 年 6 月 22 日（月）	平成 27 年度札幌市新任管理職研修	精神保健福祉センター所長	70 名
平成 27 年 7 月 2 日（木）	子ども理解に関わる研修会 （第 1 部・第 2 部）	（第 1 部） 大学准教授 札幌市教育委員会 児童生徒担当部長 （第 2 部） スクールカウンセラー 札幌市教育委員会 児童生徒担当課長	（第 1 部） 309 名 （第 2 部） 315 名
平成 27 年 7 月 27 日（月）	平成 27 年度札幌市 10 年経 験者研修 「児童生徒の心の健康」	精神保健福祉センター 相談支援係担当職員	160 名
平成 27 年 8 月 4 日（火）	平成 27 年度札幌市教育セ ンター専門研修 児童生徒 理解研修コース 「青年期のメンタルヘルス の理解と対応」	精神保健福祉センター 相談支援係担当職員	15 名

4 普及啓発

市民に対し、精神保健福祉の知識や精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

(1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

平成 27 年度の研修及び講演会等への講師派遣回数は、延べ 18 回であった。平成 26 年度の 20 回から比べると減少している。派遣した職種別では、セラピスト 12 回、医師職 5 回、保健師・作業療法士各 4 回となっている（いずれも延べ回数）。

ア 団体別派遣実績

依頼元団体	回数（延べ）
札幌市	15
その他行政機関	0
大学	0
学校	0
司法関係	1
医療・介護関係	0
社会福祉法人	0
NPO 法人	1
その他団体	1
合 計	18

イ 派遣実績一覧

テーマ	依頼者	演 題	開催日	講師職種
職場のメンタルヘルズ	札幌市教育委員会	札幌市新任管理職研修 「自殺予防の取組」	6 / 22	医師
精神保健福祉	札幌市保健福祉局 総務部総務課	精神保健福祉センターについて	12 / 10	保健師
		新任職員基礎研修	5 / 20	作業療法士
	札幌市保健福祉局 総務部保護自立支援課	新任ケースワーカー研修 「精神医学の基礎知識」	8 / 28	医師
		新任面接員研修	4 / 2	セラピスト

	札幌市保健福祉局 保健所	行政における精神医学の役割等	9 / 10	医師・保健師・セラピスト
	札幌市経済局 雇用推進部人材育成担当課	こころの健康とストレス	5 / 8、5 / 11	セラピスト
	札幌市教育委員会	札幌市 10 年経験者研修 「児童生徒の心の健康」	7 / 27	作業療法士
		札幌市教育センター専門研修「青年期のメンタルヘルスの理解と対応（演習編）」	8 / 4	セラピスト・作業療法士
	札幌市経済局 雇用推進部人材育成担当課	こころの健康とストレス	5 / 8、5 / 11	セラピスト
	札幌保護観察所	保護観察所社会復帰調整官実習プログラム	2 / 8	医師・保健師・セラピスト
	NPO 法人札幌市精神障害者家族連合会	精神療養講座	9 / 26	医師
	コープくらしの助け合いの会	幼児期から青年期の発達障がいについて	1 / 27	セラピスト・作業療法士
自殺対策	札幌市厚別区保健福祉部	札幌市の自殺の現状について	2 / 8	セラピスト
	札幌市白石区保健福祉部	ほっとけない・ゲートキーパー研修会	2 / 10	セラピスト、保健師
	札幌市豊平区保健福祉部	札幌市の自殺の現状について	10 / 25	セラピスト

(2) 相談会等派遣

依頼者	行事名	開催日	派遣者
札幌弁護士会	暮らしとこころの相談会	9 / 14	医師・保健師

(3) 行事の共催及び名義後援実績

外部の団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、可否を判断したうえで共催及び後援を行っている。

開催日	行事名	区分	主催団体
5 / 29	市民の為のケア・カウンセリング講座	後援	N P O 法人日本ケア・カウンセリング協会
6 / 27～28	合宿形式のワークショップ in 北海道 遺族支援～さならる広がり求めて	後援	N P O 法人グリーンサポートリンク（全国自死遺族総合支援センター）
7 / 11、7 / 24 9 / 11、10 / 30 1 / 29、3 / 4	N H K ハートフォーラム うつ病と向き合う～仕事や人間関係のストレスに負けない為に！～	後援	N H K 厚生文化事業団
11 / 14～15	北海道アクションメソッド普及協会 第 12 回札幌大会	後援	北海道アクションメソッド普及協会
1 / 30	他者援助の心理学～思いやりとオセッカイ～	後援	N P O 法人日本ケア・カウンセリング協会
2 / 16	市民公開講演会「北海道の自殺問題を考える：市民として知っておきたい自殺行動と自殺に傾くひとの本質」	後援	社会福祉法人北海道いのちの電話
2 / 24	厚生労働省自殺未遂者再企図防止事業第 1 回研修会	後援	札幌医科大学付属病院

5 調査研究

札幌こころのセンターでは、ひきこもり状態にある青年の社会復帰を促進し自立と社会経済活動への参加を促進すること（Aグループ）、また自閉症スペクトラム障害の診断を受けた子育て中の女性が子育てや生活の困難さについて専門職員を含むメンバーと共に話し合うことで適応力の向上や情緒の安定を図ること（Mグループ）などを目的に、グループケアを実施している。

併せてAグループでは、ひきこもりで社会参加が難しく社会との関係が希薄になっている青年の支援のあり方を探るための調査研究、Mグループでは、乳幼児虐待の要因ともなりうる自閉症スペクトラム障害の母親に対する理解を進め、子育て支援を目指すための調査研究をそれぞれ行っている。

○グループ活動、教室、交流会などの活動状況

名称 (開始時期)	目的と内容	対象	期間・日時	回数	延べ 参加 者数
青年グループケア Aグループ (平成10年)	活動を通して対人関係や生活リズムを改善し、生活の幅を広げ社会生活への適応を促進する	ひきこもりなどで社会との関係が希薄になっている者のうち、精神病圏にあるものを除く (20歳～35歳)	参加期間1年 週2回 10:00～13:00 又は 13:30～16:30	94	383名
グループケア Mグループ (平成20年) ※試行は平成19年	子育てや生活の困難さについて話し合うことで自己理解を深め、子育てや社会生活における適応力の向上につなげる	自閉症スペクトラム障害の診断告知を受けた子育て中の母親	第3金曜日 10:30～12:00	11	37名

6 精神保健福祉相談

札幌こころのセンターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。

相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力して、複雑困難事例に対応している。

(1) 来所相談

予約制で、専門職による相談面接を実施している。

ア 相談件数

年度		21	22	23	24	25	26	27
相談件数		701	694	355	237	167	125	135
内訳	新規相談件数	292	397	197	125	112	94	89
	継続相談件数	409	297	158	112	55	31	46

イ 新規相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

対象者との関係 性別	本人のみ	家族のみ	関係機関	その他	本人と家族	本人と関係機関	関係機関と家族	本人と家族と関係機関	本人とその他	計
	男性	5	45	0	0	10	1	0	0	2
女性	5	19	0	0	2	0	0	0	0	26
計	10	64	0	0	12	1	0	0	2	89

ウ 新規相談対象者の年齢

年齢 性別	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
	男性	14	26	13	4	2	2	2	0
女性	7	8	5	1	1	2	2	0	26
計	21	34	18	5	3	4	4	0	89

エ 新規相談対象者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	計
件数	13	14	7	9	9	10	2	4	12	4	0	5	89

オ 新規相談者の相談内容（重複あり）

相談内容		件数
精神科医療の問題	診断治療に関すること	11
	セカンドオピニオン	0
	診断機関・相談機関に関すること	11
	その他	0
		22
行動上の問題	ひきこもり	21
	不登校	4
	家庭内暴力・DV	0
	虐待	1
	その他（発達障害が疑われる行動、自傷行為など）	8
		34
習慣的行動の問題	ギャンブル	21
	アルコール	5
	薬物	2
	買い物	0
	摂食障害	0
	その他（インターネット依存など）	6
		34
福祉的制度	社会資源	1
	年金	0
	その他	0
		1
対人関係	家庭	18
	職場	6
	学校	6
	その他	0
		30
その他	話を聞いてほしい	2
	その他（グループへの参加希望）	2
		4

カ 新規相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					傾聴	その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他※			
件数	46	16	15	5	5	0	2	0	0	89

※ 紹介先機関（その他）は、自助グループを紹介したものである。

(2) 心の健康づくり電話相談

平日の9時から17時まで、札幌こころのセンターに電話相談専門員を1名配置し、専用回線で電話相談を受けている。平成23年3月からは、平日夜間及び土・日・祝日（年末年始を除く）においても電話相談の時間延長（民間団体へ業務委託）を行い、様々なこころの悩みに関する相談を受ける体制を拡大している（「こころの健康相談統一ダイヤル」電話0570-064-556。受付時間：平日17時～21時、土・日・祝日10時～16時）。3月の自殺対策強化月間を中心とした「わたしは、ほっとけない。」キャンペーン等で相談電話の番号を広報してきたことが一定程度市民に認知され、相談件数につながっているものと考えられる。

ア 相談件数

「地域自殺対策緊急強化基金」を活用するなどして相談窓口の普及啓発を行ったことや、内閣府の統一ダイヤルに参加し、受付時間を夜間や土・日・祝日にも延長したことなどにより、平成23年度に相談件数が大きく増加して以来、その後はほぼ横ばいで推移していたが、27年度は時間延長分の件数が過去最多となり、総相談件数も大幅に増加した。

年 度		21	22	23	24	25	26	27	
総相談件数		2,888	3,445	6,179	5,683	5,902	5,901	6,746	
センター受付分		2,888	3,273	3,703	3,733	3,789	3,821	3,818	
月平均件数		240.7	272.8	308.6	311.1	315.8	318.4	318.2	
時間延長分		-	172	2,476	1,950	2,113	2,080	2,928	
月平均件数		-	172.0	206.3	162.5	176.1	173.3	244.0	
内 訳	新規相談	件数	2,164	2,668	3,722	3,748	3,641	3,680	3,448
		%	74.9	77.4	60.2	66.0	61.7	62.4	51.1
	センター受付分	件数	2,164	2,588	2,965	2,869	2,814	2,786	2,493
		%	74.9	79.1	80.1	76.9	74.3	72.9	65.3
	時間延長分	件数	-	80	757	879	827	894	955
		%	-	46.5	30.6	45.1	39.1	43.0	32.6
	継続相談	件数	724	777	2,457	1,935	2,261	2,221	3,298
		%	25.1	22.6	39.8	34.0	38.3	37.6	48.9
	センター受付分	件数	724	685	738	864	975	1,035	1,325
		%	25.1	20.9	19.9	23.1	25.7	27.1	34.7
	時間延長分	件数	-	92	1,719	1,071	1,286	1,186	1,973
		%	-	53.5	69.4	54.9	60.9	57.0	67.4

※以下は、平成27年度に札幌こころのセンターで対応した、平日9時～17時の受付分のみを分析の対象としている。

イ 相談者の状況

(7) 相談対象者との関係

対象者と相談者の関係では、本人からの相談が約7割と、最も多い傾向となっている。26年度に比べ、男女共に配偶者及び親からの相談が減り、本人からの相談が大きく増えている。

		本人	家族					関係機関	その他	計
			配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他			
男性	件数	819	39	69	20	14	8	2	61	1,032
	(26年度)	770	56	85	17	14	15	7	61	1,025
	前年度差	+49	▲17	▲16	+3	±0	▲7	▲5	±0	+7
	%	79.4	3.8	6.7	1.9	1.3	0.8	0.2	5.9	100
女性	件数	1,831	135	526	76	65	57	10	86	2,786
	(26年度)	1,669	171	659	74	72	56	6	89	2,796
	前年度差	+162	▲36	▲133	+2	▲7	+1	+4	▲3	▲10
	%	65.7	4.9	18.9	2.7	2.3	2.0	0.4	3.1	100
計	件数	2,650	174	595	96	79	65	12	147	3,818
	(26年度)	2,439	227	744	91	86	71	13	150	3,821
	前年度差	+211	▲53	▲149	+5	▲7	▲6	▲1	▲3	▲3
	%	69.4	4.6	15.6	2.5	2.1	1.7	0.3	3.8	100

(4) 相談者の年齢別状況

		～10歳代	20～30歳代	40～50歳代	60歳代～	不明	計
		男性	件数	11	392	467	117
	%	1.1	38.0	45.2	11.3	4.4	100
女性	件数	19	661	1,527	480	99	2,786
	%	0.7	23.7	54.8	17.2	3.6	100
計	件数	30	1,053	1,994	597	144	3,818
	%	0.8	27.6	52.2	15.6	3.8	100

(ウ) 相談者の居住地別状況

本データはあくまで参考であり、区ごとの分析は特に行っていない。

	札幌市内											
	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	区不明	市内計
件数	230	216	117	123	67	108	46	54	118	55	2,328	3,462
%	6.7	6.2	3.4	3.6	1.9	3.1	1.3	1.6	3.4	1.6	67.2	100
	市内		市外			不明		計				
件数	3,462		250			106		3,818				
%	90.7		6.5			2.8		100				

(エ) 相談経路

相談経路	市役所等関係機関	相談機関	医療機関	保健所／保健センター	教育機関	他の電話相談	報道機関／新聞広告	ポスター／ステッカー	インターネット	その他の広報	知人	既知	その他・不明	計
件数	49	59	203	15	18	14	15	15	266	103	38	1,580	1,443	
%	1.3	1.5	5.3	0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	7.0	2.7	1.0	41.4	37.8	100

(オ) 通話時間別状況

女性のほうが男性よりもやや相談が長くなる傾向がうかがえる。

		15分未満	15～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上	計
男性	件数	596	263	133	40	1,032
	%	57.7	25.5	12.9	3.9	100
女性	件数	1,442	789	457	98	2,786
	%	51.8	28.3	16.4	3.5	100
計	件数	2,038	1,052	590	138	3,818
	%	53.4	27.6	15.4	3.6	100

(カ) 曜日別相談状況

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
相談件数	727	794	773	746	778	3,818
割合 (%)	19.0	20.8	20.3	19.5	20.4	100
開設日数	45	48	48	51	51	243
1日平均 (件)	16.2	16.5	16.1	14.6	15.3	15.7

ウ 相談対象者の状況

(7) 年齢別状況

		～10歳代	20～30歳代	40～50歳代	60歳代～	不明	計
男性	件数	148	595	514	129	65	1,451
	%	10.2	41.0	35.4	8.9	4.5	100
女性	件数	135	673	1,072	367	89	2,336
	%	5.8	28.8	45.9	15.7	3.8	100
性別不明	件数	7	3	1	1	19	31
	%	—	—	—	—	—	—
計	件数	290	1,271	1,587	497	173	3,818
	%	7.6	33.3	41.6	13.0	4.5	100

(イ) 職業別状況

女性の「無職」には、「主婦」が多数含まれているものと思われる。

		学生	有職	無職	不明	計
男性	件数	174	426	603	248	1,451
	%	12.0	29.3	41.6	17.1	100
女性	件数	147	434	1,368	387	2,336
	%	6.3	18.6	58.5	16.6	100
性別不明	件数	5	1	2	23	31
	%	—	—	—	—	—
計	件数	326	861	1,973	658	3,818
	%	8.5	22.6	51.7	17.2	100

(ウ) 受診歴別状況

	有り	無し	不明	計
件数	2,317	741	760	3,818
%	60.7	19.4	19.9	100

エ 相談内容別状況（重複あり）

相談内容	件数	%
精神科医療の問題	1,398	24.6
診断治療に関すること	148	
セカンドオピニオン	12	
診療機関・相談機関に関すること	883	
てんかん	25	
その他	330	
行動上の問題	590	10.4
ひきこもり	90	
不登校	80	
家庭内暴力・DV	86	
虐待	28	
その他	306	
習慣的行動の問題	316	5.5
ギャンブル	85	
アルコール	66	
薬物	29	
（再掲）危険ドラッグ	1	
買い物	12	
摂食障害	33	
その他	91	
福祉的制度	136	2.4
社会資源	50	
年金	3	
その他	83	
対人関係	1,259	22.1
家庭	651	
職場	204	
学校	55	
その他	349	
その他	1,992	35.0
話を聞いて欲しい	1,853	
その他	139	
計	5,691	100

オ 相談の結果

結果	助言 指導	来所 相談の 勧め	紹介先機関					傾聴	その他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健 所・保 健セン ター	その他 の機関			
件数	462	103	761	80	249	15	21	1,937	190	3,818
%	12.1	2.7	19.9	2.1	6.5	0.4	0.6	50.7	5.0	100

(3) ホームページに寄せられた問い合わせ対応

札幌こころのセンターでは、メール相談への対応は原則として行っていない。しかし、当センターホームページ内の問い合わせフォームから質問や相談が寄せられた場合には、相談事業としてではなく、あくまで市民対応の一環として対応した。

ア 相談者の年齢別状況

全体的な傾向として、20代から40代の人からのメールが多くなっている。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	不明	計
男性	0	2	3	5	2	0	0	1	13
女性	0	2	3	5	1	1	1	1	14
性別不明	0	0	0	0	0	0	0	4	4
計	0	4	6	10	3	1	1	6	31

イ 相談者の居住地別状況

	札幌市内											
	中央 区	北 区	東 区	白石 区	厚別 区	豊平 区	清田 区	南 区	西 区	手稲 区	区 不明	市内 計
件数	3	0	6	2	1	1	0	2	2	1	0	18
	市内		市外		道外		不明		計			
件数	18		0		3		10		31			

ウ 職業別状況

	学生	有職	主婦/ 主夫	無職	その他 ・不明	計
男性	1	3	0	7	2	13
女性	1	2	5	4	2	14
性別不明	0	0	0	0	4	4
計	2	5	5	11	8	31

エ 相談内容別状況（重複あり）

相談内容	件数
精神科医療の問題	17
診断治療に関すること	10
セカンドオピニオン	0
診療機関・相談機関に関すること	6
その他	1
行動上の問題	0
ひきこもり・不登校	0
家庭内暴力・DV	0
虐待	0
その他	0
習慣的行動の問題	3
ギャンブル・買い物	0
アルコール・薬物	3
摂食障害	0
その他	0
福祉的制度	0
社会資源・年金	0
その他	0
対人関係	1
家庭	1
職場	0
学校	0
その他	0
その他	14
話を聞いて欲しい	1
その他	13
計	35

オ 相談の結果

メールによる対応では、一方的な意思の伝達を繰り返すことが多くなる傾向があり、利用者にとっても行政にとってもあまり効率的とはいえないことから、適切な相談対応を行うために、心の健康づくり電話相談の番号を紹介することが多くなっている。

結果	助言指導	来所相談の勧め	電話相談の勧め	紹介先機関					その他	計
				医療機関	市役所等関係機関	他の相談機関	保健所・保健センター	その他の機関		
件数	2	1	9	0	5	8	0	0	6	31

7 特定相談

(1) 思春期特定相談事業（再掲）

札幌こころのセンターでは、精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持増進及び適応上の障がいの予防と早期発見等を図ることを目的に、平成14年6月から思春期特定相談事業を開始した。

対象は、思春期年齢の青少年の教育・相談を担当している職員、不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年とその家族としている。

ア 来所相談

(7) 相談件数

	実人数	延べ件数
27年度相談件数	15	30
男性	11	26
女性	4	4
26年度（参考）	10	10
男性	6	6
女性	4	4

(イ) 主訴別件数（重複あり）

相談内容（重複あり）		件数
精神科医療の問題		3
	診断治療に関すること	0
	セカンドオピニオン	0
	診療機関・相談機関に関すること	3
	その他	0
行動上の問題		26
	ひきこもり	5
	不登校	2
	家庭内暴力・DV	0
	虐待	0
	その他（家族への反抗、万引きなどの犯罪行為など）	19
習慣的行動の問題		2
	ギャンブル・買い物	0
	アルコール・薬物	0
	摂食障害	0
	その他（ゲーム、インターネットなど）	2
福祉的制度		0
	社会資源・年金	0
	その他	0
対人関係		7
	家庭	4
	職場	0
	学校	3
	その他	0
その他		0
	話を聞いて欲しい	0
	その他	0
計		38

(ウ) 相談の結果

結果	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					その 他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健セ ンター	その他		
件数	8	17	4	0	1	0	0	0	30

イ 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議・思春期精神保健研修会

地域の思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換、認識の共有化、役割機能の確認等、思春期の精神保健福祉活動の推進を図ることを目的に札幌市思春期精神保健ネットワーク会議を開催している。

会議後に、医療・保健・教育・司法・矯正教育・福祉等子どもにかかわる専門職を対象に研修会を実施した。

(7) 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議

日 時	平成 27 年 10 月 5 日 (月) 16 時 30 分～17 時 30 分
場 所	WEST19 2 階大会議室 (札幌市中央区大通西 19 丁目)
内 容	平成 26 年度思春期精神保健ネットワーク会議報告、各機関の活動報告
参加機関	札幌市教育委員会、札幌市教育センター、札幌市児童福祉総合センター、札幌市子どもアシストセンター、札幌市保健所、札幌市児童心療センター、北海道警察本部少年サポートセンター、五稜会病院、さっぽろ香雪病院、札幌太田病院、興正こども家庭支援センター、羊ヶ丘児童家庭支援センター、札幌南こども家庭支援センター、札幌乳児院児童家庭支援センター、北海道子どもの虐待防止協会、札幌こころのセンター(事務局)

(イ) 思春期精神保健研修会

日時・場所	内 容 等	参加者数
平成 27 年 10 月 5 日(月) 18 時 30 分～ 20 時 30 分 (WEST19 5 階講堂)	◇思春期精神保健研修会 (再掲) 講 師：中山 秀紀氏 (久里浜医療センター 精神科医) 対 象：思春期精神保健に関わる専門職 内 容：講演「思春期・青年期のインターネット依存について」	140 名

(2) アルコール関連問題等特定相談事業（再掲）

アルコール乱用・依存をはじめ、薬物乱用・依存やギャンブル依存など「嗜癖」問題は、平成15年度まで一般相談の中で取り扱ってきたが、地域精神保健の中でも重要課題の一つとして捉え、平成16年度からは嗜癖関連問題全般について特定相談事業として位置づけている。電話相談で来所相談の希望及び必要性を判断し、面接相談を実施している。

(7) 相談件数（来所）

		実人数	延べ件数
27年度相談件数		35	42
	男性	27	32
	女性	8	10
26年度（参考）		38	47
	男性	28	33
	女性	10	14

(イ) 相談内容

（重複あり）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
アルコール	0	0	3	0	1	1	2	0	7
薬物	0	0	0	1	1	0	0	0	2
ギャンブル	0	10	7	6	0	3	1	0	27
※その他	3	2	1	0	0	0	0	0	6
計	3	12	11	7	2	4	3	0	42

※その他：インターネット・ゲーム依存など

(ウ) 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	21	10	6	0	4	0	1	0	42

8 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

	団体名	支援等の内容
当事者関連	北海道精神障害者回復者クラブ連合会（道回連）	「自分の病気と薬を知る相談会」の開催協力及び助言者の派遣
	NPO法人札幌連合断酒会	アルコール依存症関連フォーラムの開催協力
家族関連	札幌認知症の人と家族の会	研修会における認知症介護相談コーナーでの相談対応の支援
	札幌市精神障害者家族連合会	精神療養講座の講師等
社会復帰施設団体関連	札幌デイケア協議会	年6回の例会、世話人会の開催に関する協力
その他	社会福祉法人北海道いのちの電話	相談員養成講座の講師、研修会への協力等

9 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法(当時)の規定により、昭和62年に創設された。

札幌市では、大都市特例の施行により平成8年度に設置され、平成14年度から事務が精神保健福祉センターへ移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条～15条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第2条

(2) 業務概要

ア 審査会委員

15名 3合議体(1合議体5名)

イ 開催回数

定例の審査会 年34回(1か月に3回開催)

全体会 年2回

(3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

ア 審査実績

		医療保護入院 者入院届	医療保護入院 者定期病状 報告書	措置入院者 定期病状 報告書	計
審査件数		3,843	1,853	9	5,705
審査 結果	入院継続	3,843	1,853	9	5,705
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0

イ 年度別審査件数の推移

(件)

年度	医療保護入院者入院届	医療保護入院者定期病状報告書	措置入院者定期病状報告書	計
21	3,024	2,063	29	5,116
22	3,134	2,121	31	5,286
23	3,385	2,136	31	5,552
24	3,896	2,216	30	6,142
25	3,740	2,190	21	5,951
26	3,732	2,013	15	5,760
27	3,843	1,853	9	5,705

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

区 分	請求件数
受付件数(内、前年度受理分)	22 (4)
審査前に退院	2
審査前に取下げ	5
審査件数	15
審査未了件数(次年度へ)	0

審査件数(再掲)		15
審 査 結 果	入院継続	13
	入院形態変更	0
	退院が適当	1
	処遇が適当	0
	処遇は不適	0
	入院適当・処遇不適	1

* 電話相談件数 659件 (月平均 約54.9件)

* 受付から結果通知までの所要日数 33.7日

(参考:平成25年度 29.1日、平成26年度 32.2日)

10 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務

札幌こころのセンターでは、法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

(1) 沿革

本業務は従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていたものであるが、平成11年の法改正により、平成14年度から精神保健福祉センターへ移管されることとなった。そのため、平成14年以降は、新たに本市の内部機関として、精神保健福祉センターが設置した「札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会」にて、本業務を実施している。また、平成18年には、通院医療費公費負担制度が障害者自立支援法第52条の規定による自立支援医療（精神通院医療）支給認定へと制度変更されたことから、名称が「自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会」に変更された。

(2) 判定会の概要

ア 審査判定会委員

6名（合議制）

イ 開催日

通常毎月第2、第4木曜日

ウ 開催回数

年間24回（1回につき約2時間）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定の審査判定結果の内訳（年度別）

年度	総件数	認定	一部認定		非該当	保留
			高額継続非該当	その他		
22	13,351	12,387	372	2	73	517
23	25,577	23,810	756	5	71	935
24	16,013	14,926	258	6	33	790
25	26,970	24,844	804	28	146	1,148
26	19,587	17,802	815	17	130	823
27	27,591	25,711	911	20	124	825

※ 平成22年1月の区受付分から、更新申請の診断書が省略（2年に1度の提出）可能となったため、偶数年度については判定件数が減少する傾向にある。

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付認定の審査判定結果の内訳（年度別）

年度	総件数	1級	2級	3級	非該当	保留
22	4,902	277	1,639	2,487	120	379
23	5,567	312	1,827	2,943	82	403
24	5,839	307	1,846	3,112	112	462
25	7,034	328	2,086	3,908	140	572
26	6,902	346	2,046	3,831	116	563
27	7,972	335	2,205	4,620	106	706

1 1 精神科救急情報センターの運営

平成 16 年 6 月に精神科救急情報センターを設置し、精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365 日、24 時間体制を確保している。

(1) 精神科救急情報センターの概要

開設日：平成 16 年 6 月 1 日
設置目的：精神障がい者、その家族、その他関係者から緊急の精神科医療を必要とすると考えられる事例についての相談を受け付け、適切な処遇へ振り分ける（トリアージすること）
設置主体：札幌市
位置付け：北海道精神科救急医療体制整備事業 道央(札幌・後志)ブロック
配置職員：精神保健福祉士、臨床心理士、看護師(精神科勤務経験(相談員)のある者)等、精神保健福祉に精通した者
勤務体制：1 勤務あたり原則 2 名配置(約 30 名の登録相談員によるシフト制)
稼働時間：平日 17 時 00 分～翌日 9 時 00 分、土日祝日 9 時 00 分～翌日 9 時 00 分
その他：27 精神科病院による当番病院輪番制により運営。平成 25 年度からは、道央ブロックをさらに 2 圏域に分け、当番病院 2 輪番制としている。

(2) 精神科救急情報センターの電話相談

ア 年度別相談件数と病院受診件数の推移

年 度	22	23	24	25	26	27
総相談件数	4,155	4,101	4,366	4,073	4,151	4,306
病院受診件数	533	558	565	674	729	668
受診率(%)	12.8	13.6	12.9	16.5	17.6	15.5

昨年度と比べ、相談件数の増加と受診件数の減少により受診に至った受診率は減少したものの、H25 年度（圏域分割実施）からは 16%前後を推移している。

イ 平成 27 年度月別相談件数と病院受診件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
総相談件数	328	400	324	335	375	402	375	346	400	339	335	347	4,306
病院受診	48	62	60	64	46	77	43	48	60	58	39	63	668

(月平均 相談件数：359 件 病院受診：56 件)

ウ 時間帯別相談件数

時間帯	17:00 ～ 18:59	19:00 ～ 20:59	21:00 ～ 22:59	23:00 ～ 0:59	1:00 ～ 2:59	3:00 ～ 4:59	5:00 ～ 6:59	7:00 ～ 8:59	9:00 ～ 12:59	13:00 ～ 16:59	合計
件数	727	685	606	480	315	182	141	191	477	502	4,306
割合(%)	16.9%	15.9%	14.1%	11.1%	7.3%	4.2%	3.3%	4.4%	11.1%	11.7%	100.0%

夜間帯（17:00～22:59）が全体の4割以上（46.9%）を占める。また、土日祝のみ稼動する日中帯（9:00～16:59）は、全体の約2割（22.8%）を占める。

エ 曜日別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数	540	440	523	453	526	912	912	4,306
割合(%)	12.5%	10.2%	12.2%	10.5%	12.2%	21.2%	21.2%	100.0%

オ 所要時間別相談件数

相談 時間(分)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～59	60～	合計
件数	1731	966	486	330	188	163	352	90	4,306
割合(%)	40.2%	22.4%	11.3%	7.6%	4.4%	3.8%	8.2%	2.1%	100.0%

15分未満が全体の7割以上（73.9%）を占め、迅速なトリアージが行われている。

カ 相談者別相談件数

相談者	本人	同居 親族	非同居 親族	救急隊	警察	精神科 医療機関
件数	2022	784	321	440	183	75
割合(%)	47.0%	18.2%	7.5%	10.2%	4.2%	1.7%
相談者	その他の 医療機関	保健所 (区など)	その他	不明	合計	
件数	120	23	234	104	4,306	
割合(%)	2.8%	0.5%	0.0%	5.4%	100.0%	

本人・親族からの相談が約7割（69.1%）を占めている。

キ 年代別相談件数

年代	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	不明	合計
件数	150	638	799	773	484	282	284	896	4,306
割合(%)	3.5%	14.8%	18.6%	18.0%	11.2%	6.5%	6.6%	20.8%	100.0%

ク 相談内容別

相談内容	自傷	自殺企図	他害	薬の副作用	過量薬	徘徊	興奮	心氣的訴え	不安
件数 割合 (%)	66 1.5%	112 2.6%	57 1.3%	33 0.8%	107 2.5%	19 0.4%	281 6.5%	62 1.4%	295 6.9%
相談内容	いら いら	不眠	気分 の高揚	抑うつ 感	幻覚	支離 裂	奇妙 な 言動	摂食 障害	強迫 行為
件数 割合 (%)	194 4.5%	260 6.0%	21 0.5%	159 3.7%	128 3.0%	81 1.9%	174 4.0%	4 0.1%	2 0.0%
相談内容	酩酊	薬物 乱用	身体 症状	薬切れ	希死 (自殺) 念慮	発作	せん 妄	精神 医療 相談	救急 相談 外
件数 割合 (%)	43 1.0%	3 0.1%	584 13.6%	127 2.9%	299 6.9%	69 1.6%	12 0.3%	331 7.7%	488 11.3%
相談内容	問い 合せ	その 他	不明	合計					
件数 割合 (%)	245 5.7%	33 0.8%	17 0.4%	4,306 100%					

ケ トリアージ結果

結果	緊急対象外	助言指導	病院受診 (668件 ※内訳はコ参照)			合計
			当番病院	かかりつ け病院	その他の 病院	
件数	2,232	1,406	641	20	7	4,306
割合 (%)	51.8%	32.7%	14.9%	0.4%	0.2%	100.0%

緊急対象外の相談が全体の約5割(51.8%)を占めるが、電話相談により不安が解消され、不要不急の受診を防ぐ効果もあると考えられる。また、「その他の病院」は、全てスーパー救急病院となっている。

コ 病院受診結果 (内訳)

受診結果	外来のみ	任意入院	医療保護入院	緊急措置入院	応急入院	受診せず	その他・不明	合計
件数	317	56	190	8	18	65	14	668
割合 (%)	47.5%	8.4%	28.5%	1.2%	2.7%	9.7%	2.0%	100.0%

入院の総件数は272件。また、「その他・不明」は主にかかりつけ病院を受診した件数。

12 ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市では、平成22年3月に自殺総合対策行動計画を策定し、平成21年度から25年度までの5年間の基本的施策及び重点取組項目を定めた。平成26年3月には、平成26年度から30年度までの第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）を策定した。本計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標とし、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、安心・安全に暮らすことができる社会の実現を目指している。

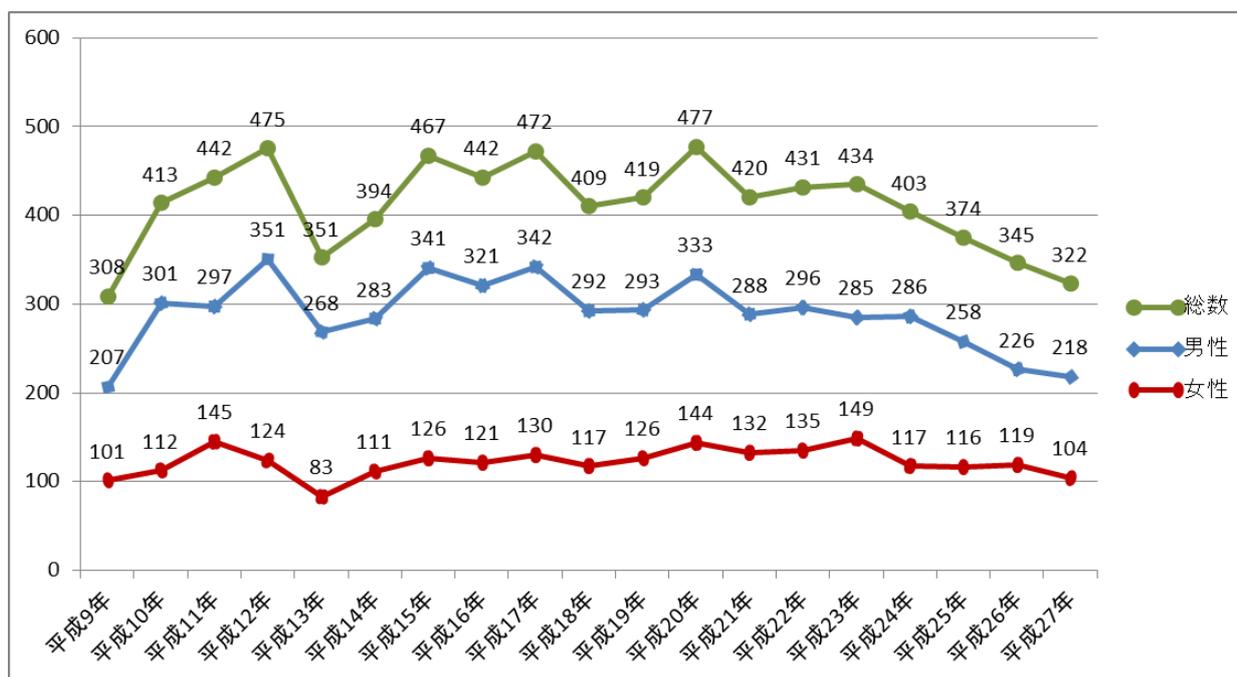
以下に、札幌こころのセンターが実施した自殺総合対策の具体的な取組を報告する。

(1) 札幌市の自殺者数の年次推移

我が国の自殺者数は平成10年に急増し3万人を超えて以来、長らく3万人以上で推移していた。平成24年には14年ぶりに3万人を下回ったが、その後も依然として高い水準にある。札幌市においても、平成10年に年間自殺者数400人を超えて以来、高止まりの状況であったが、平成24年以降は減少傾向が見られる。

◆札幌市の自殺者数の推移（厚生労働省人口動態統計に基づく）

（単位：人）



(2) 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市では、平成21年7月に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置している。平成27年度は、幹事会を1回、及び推進会議を2回（うち1回は書面開催）実施し、今後の自殺総合対策の方向性等について検討している（会議の内容等については、「1 企画立案」を参照）。

(3) 平成 27 年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）一覧

ア 相談業務担当者及び専門職等に対する自殺対策事業

(7) 相談窓口プロジェクト

自殺予防における総合的かつ効果的な相談支援体制を構築することを目的に「相談窓口プロジェクト」を開催している（内容等については、「1 企画立案」を参照）。市内の相談窓口職員対象の“ほっとけない”カード研修については、4回実施し、参加者総数は335名であった。

(イ) ゲートキーパー養成研修事業（専門職向け）

日時・場所	内 容 等	参加者数
平成 27 年 12 月 4 日（金） 18 時 30 分～ 20 時 45 分 （W E S T 19 5 階講堂）	◇高齢者の支援者向け ゲートキーパー研修会 講 師：上村 恵一氏（市立札幌病院精神医療センター 精神科医） 対 象：高齢者介護職、精神科医療機関、福祉団体職員、 行政機関職員等 内 容：講演「高齢者の自殺をどう防ぐか」	53 名
平成 28 年 1 月 14 日（木） 18 時 30 分～ 20 時 45 分 （W E S T 19 5 階講堂）	◇女性分野の支援者向けゲートキーパー研修 講 師：大嶋 栄子氏（NPO 法人リカバリー/それいゆ 代表） 対 象：女性メンタルヘルス支援者、精神科医療機関、 福祉団体職員、行政機関職員等の専門職等 内 容：講演「うつ・アディクション・自傷のトライア ングル～女性の依存症における自殺予防と援助 ～」	90 名

(ウ) 自死遺族へのサポート事業

日時・場所	内 容 等	参加者数
平成 27 年 11 月 17 日（火） 18 時 30 分～ 20 時 30 分 （W E S T 19 2 階研修室）	◇専門職向け研修会 テーマ：自死遺族～家族の立場から～ 講 師：分かち合いの会・ネモフィラの方 福島れんげの会の方 対 象：自死遺族と関わる可能性のある専門職（医療 機関、福祉団体職員、行政機関職員、教育関係 者等）	27 名

(I) かかりつけ医うつ病対応力向上研修（北海道・北海道医師会との共催事業）

日時・場所	内 容 等	参加者数
<p>平成 27 年 8 月 29 日（土） 13 時 50 分～ 18 時 00 分 （W E S T 19 5 階講堂）</p>	<p>講 師：①賀古 勇輝氏（北海道大学病院精神科神経科講師） ②猪野 亜朗氏（医療法人山下会かすみがうらクリニック副院長） ③山家 研司氏（医療法人北仁会旭山病院院長） ④田辺 等氏（北海道立精神保健福祉センター所長） ⑤岡崎 大介氏（北海道立精神保健福祉センター地域支援部長） ⑥鎌田 隼輔（札幌市精神保健福祉センター所長）</p> <p>対 象：札幌市を含む道内の精神科以外の医師・産業医</p> <p>内 容：講義・演習 ①かかりつけ医・産業医のためのうつ病の診断と初期治療 ②地域や職場におけるアルコール関連問題とうつ病 ③かかりつけ医・産業医と精神科医のうつ、アルコール問題への早期介入</p>	<p>142 名</p>

(オ) いじめ対策・自殺予防事業（札幌市教育委員会との共催事業・再掲）

日時・場所	内 容 等	参加者数
<p>平成 27 年 7 月 3 日(木) 9 時 30 分～ 16 時 30 分</p> <p>(ちえりあ 1 階ホール)</p>	<p>「子ども理解に関わる研修会」 講 師：①松田 昌樹氏（札幌市教育委員会児童生徒担当部長） ②佐々木 久長氏（秋田大学大学院准教授） ③須藤 勝也氏（札幌市教育委員会児童生徒担当課長） ④阪中 順子（四天王寺学園小・中学校カウンセラー）</p> <p>対 象：①②全ての市立認定こども園長・課長、市立幼稚園長・学校長 ③④全ての市立認定こども園、市立幼稚園・学校の教育相談・生徒指導等に関わる職員（各認定こども園・幼稚園・学校 1 名）</p> <p>内 容：講演 ① いじめ対策・自殺予防事業の取組について ②自殺予防対策の進め方・傾聴の実際 ④自殺予防教育～実践的な取り組みから～</p>	<p>624 名</p>

イ 市民向け研修及び地域の団体等との連携事業

(7) ゲートキーパー研修（市民向け）

日時・場所	内 容 等	参加者数
<p>平成 28 年 2 月 27 日(土) 13 時 30 分 ～15 時 30 分</p> <p>(W E S T 19 5 階講堂)</p>	<p>◇ほっとけない・ゲートキーパー研修会 講 師：守村 洋 氏（札幌市立大学看護学部准教授） 対 象：一般市民 内 容：講演「あなたも“ゲートキーパー”になりますか？」 ロールプレイ「悪い対応・良い対応」の実習</p>	<p>176 名</p>

(イ) 地域の自助グループや団体等との連携事業

日時・場所	内 容 等	参加者数
平成 27 年 9 月 11 日 (金) 18 時 30 分～ 20 時 30 分 (W E S T 19 2 階研修室)	◇司法書士と保健福祉専門職によるいのちを守る地域連携研修会 対 象：司法書士及び精神障がい者支援に関わる保健福祉専門職 内 容：①いのちの危機にある方への接し方 (札幌こころのセンター) ②成年後見人として精神障がい者支援を行う司法書士 (札幌司法書士会)	42 名
平成 27 年 9 月 14 日 (月) 10 時 00 分～ 16 時 00 分 (札幌弁護士会館)	◇暮らしとこころの相談会 対 象：一般市民 内 容：電話相談 (生活相談、こころの相談) 回答者：弁護士、札幌こころのセンター職員 ＊こころの相談の件数は 0 件	10 名
平成 27 年 9 月 25 日 (金) 10 時 00 分～ 17 時 00 分 (W E S T 19 4 階 札幌こころのセンター)	◇借金・就職・健康無料相談会～悩んでいるあなたへ～ 対 象：一般市民 内 容：面接相談 (借金、就職、健康) 回答者：弁護士、司法書士 (借金)、ハローワーク職員 (就職)、札幌こころのセンター職員 (健康) ＊相談述べ件数は 9 件、こころと健康に関する相談は 2 件	6 名
平成 28 年 1 月 23 日 (土) 13 時 00 分～ 16 時 00 分 (W E S T 19 5 階講堂)	◇市民フォーラム「お酒と健康を考える市民フォーラム」 講 師：芦澤 健氏 (医療法人こぶし植苗病院院長) N P O 法人札幌連合断酒会会員 2 名 対 象：一般市民 内 容：体験発表 講演「あなたは助けを求められますか？～アルコールの使用といのちの問題～」 ＊講演終了後、断酒会会員による相談会を実施	110 名
平成 28 年 3 月 16 日 (水) 10 時 00 分～ 16 時 00 分 (札幌弁護士会館)	◇暮らしとこころの相談会 対 象：一般市民 内 容：面接相談 (生活相談、こころの相談) 回答者：弁護士、札幌こころのセンター職員 ＊こころの相談の件数は 1 件	10 名

ウ 自殺総合対策普及啓発事業

日時・場所	内容等	参加者数
平成 27 年 7 月 23 日(木) ～ 9 月 30 日 (水)	◇青少年科学館における CHUPUKA バナー展示 対 象：一般市民 内 容：自殺対策とゲートキーパーに関する普及啓 発品である CHUPUKA バナーを青少年科学館に 展示。	—
①平成 27 年 8 月 20 日(木) ～ 9 月 3 日(木) ②平成 28 年 2 月 1 日(月)～ 2 月 17 日(水)	◇地下鉄駅構内へのポスター掲出 対 象：一般市民 内 容：地下鉄駅構内掲示板に、自殺予防に関する 相談先やメッセージ、事業広報などを掲載したポス ターを掲出。	—
平成 27 年 10 月 10 日(土) 13 時 30 分 ～ 16 時 30 分 (W E S T 19 5 階講堂)	◇JDC・北海道臨床薬理研究所・札幌市シンポジウム 「うつをこえて」 講師：内山真氏（日本大学医学部主任教授） シンポジスト： 武藤福保氏（平松記念病院副院長） 佐藤修二氏（札幌ワーカーズクリニック院長） 内山真氏（日本大学医学部主任教授） 対象：一般市民 内容：①講演会「睡眠とうつの関係」 ②パネルディスカッション「睡眠障害とうつ」	133 名
平成 28 年 1 月 20 日(水)	◇労働衛生セミナーにおける普及啓発品 対象：事業者、衛生管理者、衛生管理実務担当者、 産業スタッフ他 内 容：セミナー参加者に対し、自殺予防に関する ポスターとトイレステッカーを配布。	—
平成 28 年 2 月 6 日(土) ～ 21 日(日)	◇「いのちのパネル展」 場 所：札幌市中央図書館 1 階展示室 対 象：一般市民 内 容：①自殺予防、ゲートキーパーに関するパネ ルの展示 ②期間中、2 月 6 日(土)、7 日(日)の 2 日間は、 自殺予防に関連するクイズとイラストメッセージコ ーナーを実施。	1,405 名

日時・場所	内容等	参加者数
平成 28 年 3 月 5 日(土) 13 時 00 分 ～16 時 00 分 (札幌サンプラ ザコンサートホ ール)	◇ほっとけない・こころの健康づくり講演会 ハーモニーミーティング ～ココロを響かせて、たいせつな命を守ろう。～ 講 師：江口 彰氏（NPO 法人いきたす／カタ リバ北海道代表） 音楽演奏：S E - N O（セーノ） 対 象：一般市民 内 容： ①行政報告「自殺の現状とゲートキーパーの役割 について」 ②ハーモニートーク「ナナメの関係が人をつなぐ ～若者の本音が響きあうカタリバの現場から」 ③ハーモニーライブ	134 名

(7) 自殺対策及び精神保健福祉に関するパネルの活用

対象：一般市民

内容：自殺対策及び精神保健福祉に関する普及啓発物品(パネル等)の貸出を行
い、精神疾患や札幌市における自殺の現状等に関する理解を促し、正し
い知識を広く普及する。

(イ) 自殺に関連する研修会への講師派遣

内容：自殺やメンタルヘルス、精神医学に関する研修会講師 10 回

参加者総数：861 名

エ 自殺未遂者対策事業

日時・場所	内 容 等	参加 者数
平成 27 年 9 月 10 日(木) 18 時 30 分 ～20 時 30 分 (札幌市立大学 サテライトキャ ンパス大会議 室)	◇自殺未遂者支援研修会 講 師：守村 洋 氏（札幌市立大学看護学部准教授） 対 象：市内二次・三次救急医療機関医療従事者 市内精神科・心療内科の医療従事者 救急医療や精神保健福祉にかかわる札幌市職 員 精神医療や自殺未遂者支援に関心のある専門 職・学生等 内 容：「札幌市における自殺の現状・ゲートキーパー について」	30 名

オ 若年層向け自殺対策事業

日時・場所	内容等	参加者数
平成 27 年 10 月 5 日 (月) 18 時 30 分 ～20 時 30 分 (W E S T 19 5 階講堂)	◇思春期精神保健研修会 (再掲) 講 師：中山 秀紀氏 (久里浜医療センター 精神科 医) 対 象：思春期精神保健に関わる専門職 内 容：講演「思春期・青年期のインターネット依存 について」	140 名
平成 28 年 2 月 ～3 月	◇若年層向け自殺対策に係る普及啓発 内 容：①若年層向けのリーフレット等を作成し、市 内の大学・専門学校へ送付。就活イベントでも配布。 ②若者向けの W e b サイト (スマートフォン対応) の 作成。 ③既存の統計データ・調査結果等を基に、札幌市にお ける若年層の特徴・特性等を様々な角度から分析。	—

カ その他

(7) 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体として、区の特性と住民の実情に応じた自殺対策の取り組みとして、普及啓発事業や人材養成事業を実施している。

区	内 容	参 加 延人数
中央区	「けんこうフェスタ 2015in ちゅうおう」における自殺対策事業 テ ー マ：命・HOTOKENAI パネル展 日 時：平成 27 年 10 月 10 日 (土) 場 所：中央区民センター 対 象 者：中央区民 *エコカイト、リーフレットを配布	306 名
北区	大学生等を支援する者に対する自殺対策事業 テ ー マ：学生相談と大学等における学生支援の在り方について ～こころの SOS に気づくためには～ 日 時：平成 27 年 12 月 4 日 (金) 場 所：会議・研修施設/ACU 大研修室 講 師：杉江 征氏 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教授) 対 象 者：高校、専門学校、大学等で青年期の学生を支援する者	76 名
東区	健康づくりフェスティバルにおける自殺対策事業 テ ー マ：自分と相手の気持ち・いのちを大事にするためのコミュニ ケーション研修会 日 時：平成 28 年 2 月 24 日 (水) 場 所：東区民センター 講 師：神田 裕子氏 (一般社団法人コンピテンス・カウンセリン グ協会) 対 象 者：東区民	134 名

白石区	<p>1 地域の支援者に対する自殺対策事業 テ ー マ：ほっとけない・ゲートキーパー研修会 日 時：平成 28 年 2 月 10 日(水) 場 所：白石区民センター 講 師：札幌こころのセンター職員 対 象 者：白石青少年育成委員会委員、白石区小中学校 PTA 連合役員、白石区民</p>	12 名
	<p>2 白石すこやかフェスタ「命にきづくパネル展」 テ ー マ：命にきづくパネル展 日 時：平成 27 年 11 月 3 日 (火) 場 所：札幌コンベンションセンター 対 象 者：白石区民 *リーフレットを配布</p>	1,100 名
厚別区	<p>平成 27 年度厚別区自殺対策事業 テ ー マ：平成 27 年度 こころの健康講座／厚別区自殺対策事業 こころのサインっ見逃さないで！～精神医療の最前線で働くお医者さんからのメッセージ～ 日 時：平成 28 年 2 月 8 日 (月) 場 所：厚別区民センター 2 階 区民ホール 講 師：岸川 淳子 (大谷地病院医師) 対 象 者：厚別区民 *ポケットティッシュ、リーフレットを配布</p>	92 名
豊平区	<p>1 自立支援協議会との協働による自殺対策事業 テ ー マ：①統合失調症がやってきた ②札幌市の自殺の現状及び対策 日 時：平成 27 年 10 月 25 日 (日) 場 所：豊平区民センター 講 師：①松本ハウス (お笑い芸人・障がい者当事者) ②札幌こころのセンター職員 対 象 者：豊平区民、保健福祉関係者 *パネルを展示し、メモ帳、リーフレットを配布</p>	200 名
	<p>2 福祉フォーラム等における自殺対策事業 日 時：各地域のイベントで随時実施 場 所：豊平区内の各地域 対 象 者：豊平区民 *パネルを展示し、メモ帳、リーフレットを配布</p>	550 名
清田区	<p>1 平成 27 年度清田区健康&介護予防フェアにおける自殺対策事業 テ ー マ：きづく・きく・つなぐ・みまもる～いのちのパネル展～ 日 時：平成 27 年 9 月 16 日 (水) 場 所：清田区役所 2 階 保健センター待合室前 対 象 者：健康&介護予防フェア来場者 *ボールペン、メモ帳、リーフレットを配布</p>	690 名
	<p>2 自立支援協議会清田区地域部会・清田区地域精神保健福祉連絡協議会の共催研修会における自殺対策事業 テ ー マ：清田区障がい者支援関係者研修会 ～いのちの問題を考える～ 日 時：平成 27 年 10 月 28 日 (水) 場 所：清田区役所 3 階 大会議室 講 師：守村 洋氏 (札幌市立大学看護学部准教授) 対 象 者：清田区地域精神保健福祉連絡協議会、自立支援協議会清田区地域部会構成員</p>	41 名

南区	<p>1 藤野地区における悩みを持つ子育て中の母親に対する自殺対策事業 テーマ：藤野地区いのちとこころのケア学習会～人間関係・家族関係に悩んでいませんか？～ 日時：平成 27 年 12 月 4 日（金） 場所：藤野地区センター 講師：浦山 恵理子氏（NPO 法人ピーチハウス） 対象者：南区藤野地区に居住する人間関係・家族関係に悩む子育て中の母親</p>	7 名
	<p>2 藤野地区における発達障害児をもつ母親に対する自殺対策事業 テーマ：いのちを大切にしていくための研修会～発達障がいをもつ子の良さを伸ばすための関わり方を学ぶ～ 日時：平成 28 年 2 月 10 日（水） 場所：藤野地区センター 講師：坂井 翔一氏 （札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる） 対象者：藤野地区における発達障害児をもつ母親及び発達障害児に関わる方</p>	12 名
	<p>3 平成 27 年度南区健康まつり等における自殺対策啓発事業 日時：平成 27 年 9 月 30 日（水）、10 月 10 日（土）、10 月 21 日（水）、10 月 28 日（水） 場所：各地区会館等 対象者：南区民 ＊パネルを展示し、ボールペン、リーフレットを配布</p>	412 名
	<p>4 保健師の訪問指導等を通じた高齢者や介護家族への自殺対策事業 日時：①平成 27 年 9 月 18 日（南区男性介護者のつどい） ②保健師の訪問指導の際、随時実施。 場所：①南区民センター視聴覚室 対象者：南区民（南区在住の高齢者及び介護家族） ＊リーフレットを配布</p>	100 部 購入し、 随時実施
西区	<p>西区民に対する自殺予防普及啓発事業 テーマ：大切にしよう こころといのち 日時：平成 27 年 11 月 16 日（月）～20 日（金） 場所：西区役所 1 階ロビー 対象者：西区役所来庁者 ＊パネルを展示し、ポケットティッシュ、リーフレットを配布 ＊同時期に、保健師が地域で実施した健康教育においてもリーフレット、ポケットティッシュを配布</p>	1,297 名

手 稲 区	<p>1 若年層向け自殺対策事業</p> <p>テ　マ：考えてみよう、こころのこと、いのちのこと。</p> <p>日　時：平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>内　容：手稲区と地域連携協定を結んでいる北海道科学大学未来デザイン学部メディアデザイン学科、人間社会学科の学生と協働し、ワークショップ、自死遺族への配慮などを専門としている有識者からの講義を取り入れながら、いのちの問題をテーマにした動画を制作。一連の作業においては、自立支援協議会手稲区地域部会と連携した。完成した動画は、JR手稲駅自由通路「あいくる」にて開催したパネル展の中で発表会（平成 28 年 3 月 7 日）を行ったほか、札幌市地下歩行空間（チ・カ・ホ）のデジタルサイネージで配信（3/18～6/30 まで）、動画共有サービス「ユーチューブ」札幌市公式チャンネル、北海道科学大学のホームページにて、手稲区民及び多くの若者に向けて発信した。</p>	80 名
	<p>2 パネル展示による自殺対策事業</p> <p>テ　マ：こころの健康といのちの問題を考えるパネル展 in あいくる</p> <p>日　時：平成 28 年 3 月 5 日（土）～10 日（木）</p> <p>場　所：JR手稲駅自由通路「あいくる」</p> <p>対 象 者：手稲区民 *エコバッグ、リーフレットを配布</p>	100 名

(4) 札幌市いのちの大使 CHUPUKA (チュプカ)

札幌こころのセンターでは、自殺対策のPR活動（ポスター・パンフレット・クリアーファイル等）で、この「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、「輪」を意味する「カリブ」を組み合わせたものである。

CHUPUKAは太陽の命の輪をかぶり、命の大切にする意識「きづく」「つなぐ」「きく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めている。

わたしは、ほっとけない。

一人ひとりが、いのちを守る「ゲートキーパー」に。



ゲートキーパーとは

悩みのある人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

命 = 太陽の輪

僕の名前は「CHUPUKA (チュプカ)」。命を大切にするクマです。名前の由来はアイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、輪を意味する「カリブ」を組み合わせたものです。僕は命の大切さを伝えるため太陽のいのちの輪をかぶって、命を大切にする意識「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めています。

Ⅲ 關係條例・規則等

1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成9年3月28日
条例第10号

(設置)

第1条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西19丁目

(使用料及び手数料)

第2条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第3条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第4条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第27号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成18年条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成9年3月28日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市精神保健福祉センター条例(平成9年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める使用料等)

第2条 条例第2条第2項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第3条 条例第4条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第7号)省略

附 則(平成17年規則第14号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

	種別	料金	摘要
文書料	文書(A)	1枚につき 800円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡単な内容のもの
	文書(B)	1枚につき 1,500円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(C)	1枚につき 3,000円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経過の記載を要する診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(D)	1枚につき 4,000円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書その他これらに類する複雑な内容のもの

別記様式

精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料(手数料)を減額(免除)願います。

減額(免除) 申請する事 項	
減額(免除) 申請する理 由	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

3 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 「札幌市思春期精神保健ネットワーク会議」(以下、「思春期ネットワーク会議」という。)は、地域における思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が、相互に情報交換、認識の共有化、役割機能の確認、専門知識の習得、対応技術の向上に努め、連携を強化し、思春期精神保健福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 思春期ネットワーク会議は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)、教育委員会、教育センター、児童相談所、子どもアシストセンター、警察、保護観察所、医療機関等の機関で構成する。

(会議)

第3条 思春期ネットワーク会議は、構成機関の代表者(管理職)を委員とする総会と、実務担当者を委員とするワーキング会議とする。

(事業内容)

第4条 思春期ネットワーク会議では、目的を達成させるために次の事項を実施する。

- (1) 関係機関との情報交換
- (2) 共通課題についての検討
- (3) 複雑困難ケースの処遇についての検討
- (4) 研修会
- (5) 思春期精神保健福祉対策事業に関する協議

(議長)

第5条 思春期ネットワーク会議に議長を置く。

議長は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)所長とする。

(事務局)

第6条 思春期ネットワーク会議の事務局は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)に置く。

附則

この要綱は、平成15年(2003年)12月4日から施行する。

平成16年(2004年)5月6日 改正

4 札幌市心の健康相談事業実施要綱

平成23年9月26日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(障第二五号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、札幌市心の健康相談事業の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この事業は、札幌市が行っている精神保健福祉に関する相談事業のうち特に、札幌市が「医師(精神科)」を任用しこれを実施者として、精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行い、もって精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業の名称は「心の健康相談事業」(以下「事業」という。)とする。

(事業の実施主体)

第4条 この事業の実施主体は札幌市とし、札幌市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)がこれを行う。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 精神科受診が容易でなく、精神疾患がある者、若しくはその疑いのある本人、その配偶者、親、子、兄弟及びその他の親族
- (2) 各区の精神保健福祉業務に携わる職員
- (3) 事業の利用について本人又は家族の了解を得た関係機関等職員
- (4) その他、各区精神保健福祉相談員(以下「相談員」という。)が事業の利用の必要性を認めた者

(実施者)

第6条 事業にかかる相談及び技術指導は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性を必要とすることから、センターが第1種非常勤職員として「医師(精神科)」を任用し、これを実施者とする。

2 この事業の実施者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 医師免許を有していること
- (2) 精神科の臨床経験を有していること
- (3) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する学識経験を有していること

(実施者の勤務条件)

第7条 この事業の実施者の勤務形態は、月2回、1回2時間程度とする。

2 この事業の実施者の報酬は、日額22,440円とする。

(実施内容)

第8条 この事業の実施者は、各区において相談及び技術指導に当たる。

2 実施内容は、次の各号に当たるものとする。

- (1) 精神科受診の必要性についての相談
- (2) 相談処遇等に関する精神保健の観点からの相談
- (3) 精神疾患を疑う問題行動等に関する相談
- (4) その他、精神相談員が事業の利用の必要性を認めたもの

3 実施者は、必要に応じ医療機関への診療情報提供書(様式1)を作成する。

4 相談員は、この事業が円滑に行われるよう、実施者の職務を補助する役割を担う。

(実施の方法)

第9条 この事業について利用を希望するもの(以下「利用者」という。)は、相談員に対して利用の申込みを行うものとする。

2 相談員は、利用者が実施者との面接を行う前に、利用者よりその内容を聴取し、その内容について相談記録用紙(様式2)に記録する。相談員が聴取する内容については、以下の各号を目安とする。

- (1) 主訴
- (2) 既往歴
- (3) 生活歴
- (4) 経過・相談内容

3 相談員は実施者に対し、事前に予約の状況及び事前に聴取した内容について報告する。

(記録)

第10条 実施者は事業の実施後、その内容について相談記録(様式3)を作成する。また、相談員は必要に応じ、実施者に代わり記録を行うことができるものとする。

2 相談記録の保存年限は5年間とし、厳重に管理する。

(報告)

第11条 相談員は、相談記録が作成された後、速やかに所属長まで報告、回覧を行う。

2 緊急性が高いと判断されるものについては、口頭で速やかに報告を行う。

(統計調査)

第12条 センターは、この事業の実態について把握するため、相談内容についての統計調査を実施する。

2 統計調査の内容については、相談員が心の健康相談統計調査様式(様式4)に入力し、各年度の3月、6月、9月、12月ごとにそれぞれセンターに提出する。

3 センターは、各年度ごとに集計を行う。

(その他)

第13条 センター及び実施者は、事業の実施に当たり、札幌市その他関係機関及び関係団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

5 心の健康づくり電話相談事業実施要綱

平成 23 年 3 月 11 日
保健福祉局長 決裁

(目的)

第 1 条 心の健康づくり電話相談（以下、「電話相談」という。）は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(実施場所)

第 3 条 電話相談の実施場所は、札幌市精神保健福祉センター内とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を習得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 5 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで開設するものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日は休日とする。

(秘密の保持)

第 6 条 電話相談に係る事務に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

6 電話相談強化事業実施要綱

平成 23 年 2 月 22 日

精神医療担当部長決裁

(目 的)

第 1 条 電話相談強化事業は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関の紹介等を行うことにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて保健福祉局精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 3 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午後 5 時から午後 9 時まで並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の午前 10 時から午後 4 時まで開設するものとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までの日は休日とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を修得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(責任者の配置)

第 5 条 受託者は、電話相談に従事する者の中から相談責任者を定め、当該相談責任者が精神保健福祉センターとの連絡調整に当たるものとする。

(危機管理体制)

第 6 条 相談電話の内容が自殺未遂等により救急対応を要する場合には、受託者は医学的判断を行える専門家と即時に連携できる体制を構築すること。

(実施状況報告)

第 7 条 電話相談に従事する者は、受理した電話相談内容について、別に定める様式により相談記録票を作成すること。また、受託者は毎月 5 日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、別に定める様式により相談記録集計票及び相談記録票を精神保健福祉センターへ提出すること。

(秘密の保持)

第 8 条 電話相談に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めのない事項は、保健福祉局精神医療担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

7 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

平成12年4月1日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の4の規定に基づく退院等の請求(以下「当該請求」という。)に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

第2条 退院等の請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

(関係者への通知)

第3条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について(様式1)又は口頭により連絡するものとする。また、入院に同意した家族等(精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)に対しては、当該患者の同意のもと、当該請求を受付した旨を連絡するものとする。ただし、家族等にあっては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

(事前資料の準備)

第4条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受理の直近1年以内の書類を準備するものとする。

(1) 法第27条に基づく措置入院時の診断書

(2) 法第33条第7項に基づく届出

(3) 法第38条の2に基づく定期の報告

(4) 法第38条の4に基づく当該請求に関する資料

(5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料(実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など)

2 市長は、法第20条の規定による入院(任意入院)が行われる状態にないとの判定、法第33条の同意及び同条第7項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票(様式2)により、整理するものとする。

3 同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に充分整理しておくものとする。

(審査の依頼)

第5条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査会長に対し、退院等の請求に関する審査について(依頼)(様式3)に、前条に規定する資料等を添えて行うものとする。

2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他の患者の人権に直接係る処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第1項を省略し、直ちに審査依頼することができる。

(意見陳述の機会等の告知について)

第6条 市長は、意見聴取を受ける者に対して、委員から依頼がある場合は委員に代わって、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせることとする。また、精神科病院に入院中の患者が当該請求をした場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせることとする。

(市長の請求者等に対する結果通知)

第7条 市長は請求者、当該患者、当該請求があったことを通知した家族等及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果(請求者に対しては理由の趣旨を付す。)及び、これに基づき採った措置を、結果通知書(様式4-1)により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態の移行又は、処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・処遇改善命令(様式5)により必要な措置を採ることを命ずるものとする。

2 請求者である当該患者から意見陳述の希望があった場合で、面接による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合は、結果通知書(様式4-2)により通知するものとする。

3 市長は原則として1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

(退院等の請求の取り下げ)

第8条 当該請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認められた場合はこの限りではない。

2 当該請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

(電話相談の取扱)

第9条 市長は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及

び対応を次の回の審査会に、退院等の請求電話相談記録票（様式6）により報告するものとする。

（実地指導との連携）

第10条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への当該請求の手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

（標準処理期間）

第11条 市長は、請求を受付してから原則として1か月、やむを得ない事情がある場合においても3か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成12年4月1日から運用する。

この要領は、平成21年4月1日一部改正

この要領は、平成23年5月18日一部改正

この要領は、平成26年4月4日一部改正

8 札幌市精神医療審査会運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

第2章 合議体

(合議体の構成)

第2条 審査会は3つの合議体を設け、構成する委員を定める。

- 2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に、合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員（合議体を構成しない委員を含む。）のうちから定めておくものとする。
- 3 審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。
- 4 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があったから概ね1ヶ月以内）に行われるよう設置しなければならないこととし、審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこととする。

(合議体の所掌)

第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

- 2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。
- 3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(定足数)

第4条 合議体は、精神障がい者の医療に関し学識経験のある者の中から任命された委員、法律に関し学識経験を有する委員のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者の中から、任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

(合議体の議長)

第5条 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

(議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。ただし、可不同数の場合は、次回の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査す

るかのいずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するものとする。

(関係者の排除)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。
- (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。
- (3) 委員が当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは三親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先の（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、確認するものとする。
- (2) 前項第3号及び第4号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合にはそれを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障がい者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第3章 退院等の請求

(審査の所管)

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される合議体に行わせるものとする。

(合議体が行う審査のための事前手続き)

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものとする。

3 意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。

- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。ただし、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
 - (1) 当該患者
 - (2) 当該患者の入院に同意した家族等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- 7 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書（様式1）」を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めておくものとする。
- 9 審査会は、意見聴取を受ける者に「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式2-1）」を送付するものとする。また、当該患者に対しては「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式2-2）」を送付し、意見陳述の機会があることを知らせる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 11 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取等）

第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の

場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第10条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 審査会は、合議体の場で意見を陳述することを認めた者には「退院等の請求に係る意見陳述の実施について（様式3）」を送付するものとする。

（合議体での審査に関するその他の事項）

第12条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告聴取等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同様とする。

- 2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

（市長への審査結果の通知）

第13条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について（様式4）」により、通知するものとする。なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べるることができる。

（その他退院等の請求の審査に関して必要な事項）

第14条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があったときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条までの手続きのうち、第9条、第10条及び第11条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

- 3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

（電話相談の取扱）

第15条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査する

こととする。

第4章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

第16条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。

2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(意見の聴取等)

第17条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 病院管理者又は代理人

(3) 当該患者の主治医等

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

(1) 病院管理者又はその代理人

(2) 当該患者の主治医等

(3) その他の関係者

(合議体での審査に関するその他の事項)

第18条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。

3 定期病状報告書等の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく1年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

4 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実施審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の市長への通知)

第19条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。

- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(実地指導との連携)

第20条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1精神科病院につき3名以内とする。

第5章 補則

(資料及び記録の保存)

第21条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成17年11月4日から施行する。
- 5 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成26年4月4日から施行する。

9 札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱

〔平成8年3月12日
衛生局長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号。以下「法」という。）の規定に基づく精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の管理者（以下「病院管理者」という。）が提出する措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の入院届（以下「報告書等」という。）に係る報告書料の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(支払の対象)

第2条 支払い対象とする報告書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第38条の2第1項の規定により病院管理者が提出する措置入院者の定期病状報告書のうち厚生労働省令（以下「省令」という。）で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (2) 法第38条の2第2項の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の定期病状報告書のうち省令で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (3) 法第33条第7項（同条第1項又は第3項の規定による措置に係るものに限る。）の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の入院届のうち法で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。

(報告書料)

第3条 報告書料の支払額は、報告書等1件につき、2,250円とする。

(確定の通知)

第4条 障がい保健福祉部長は、札幌市精神医療審査会において審査終了した件数のうち法及び省令で規定されている期間内に受理した件数を四半期ごとに集計し、各病院管理者に通知するものとする。

(支払の方法)

第5条 障がい保健福祉部長は、前条の通知に基づき各病院管理者から提出された請求書等により、支払を行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

10 札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会 開催要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第2項第4号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「審査判定会」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査判定会の職務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）及び法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

第3 会長

- 1 審査判定会に会長1名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の出席に支障がある場合は、会長があらかじめ指名した順位による委員がその職務を代理する。

第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置く。
- 2 予備的審査判定会員は、審査判定会員が事故等により、審査判定会の構成員の半数以上が出席できないときや、その他会長が必要と認めた場合に審査判定会員の職務を行う。

第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

第7 その他

会長及び事務局は、審査判定会の実施に当たり、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

1 1 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成 16 年 4 月 22 日
保健福祉局長決裁
(最近改正 平成 25 年 3 月 22 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科救急医療体制を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業（以下「精神科救急医療体制」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- (2) 夜間 夕方 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。
- (3) 昼間 午前 9 時から夕方 5 時までの間をいう。

(対象者)

第 3 条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい（酩酊状態を除く。）その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(精神科救急情報センター)

第 4 条 休日・夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。

- 2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者に委託することができるものとする。
- 3 第 1 項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第 5 条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市が属する精神科救急医療

圏域（別表1のとおり）において病院群輪番により、休日・夜間における対象者の診療を担う医療機関を精神科急医療施設（以下「当番病院」という。）として指定する。

2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を担う医療施設として位置付けるものとする。

なお、当番病院等の基本的な事業内容は、北海道が規定する「道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

3 当番病院のうち、札幌市市域内で精神科救急入院料又は精神科救急・合併症入院料を算定する医療機関については、札幌市という大都市圏における24時間365日の精神科救急医療を支える役割を有する基幹病院として位置づけるものとする（別表2のとおり）。

4 札幌市市域内で開設する精神科診療所等は、自院通院患者に対して、休日・夜間における相談・診療や、自院対応困難時の連携医療機関の確保、情報センターへの適時の情報提供等により、休日・夜間の円滑な救急対応が可能となる体制を確保できるよう努めるものとする。

（精神科救急医療の提供）

第6条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を診察し必要な精神科救急医療を提供する。

2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかなきは、かかりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を行うものとする。

3 基幹病院は、病院群輪番2体制を支えるほか、対象者について特に札幌市が緊急に診療を必要と判断した者については、最大限の協力を行うものとする。

4 札幌市が属する道央（札幌・後志1）及び道央（札幌・後志2）にて確保される空床については、積極的にこれを活用するとともに、輪番2体制化に伴い、対象者に対する必要な医療と保護が最大限図られるよう運用する。

（医療機関の連携）

第7条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

（搬送）

第8条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。

2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

(連絡調整会議)

第9条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道が規定する精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック調整会議及び作業部会等において、意見の調整を図るものとする。

(その他)

第10条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、障がい保健福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 精神科救急医療圏域

ブロック名	各ブロックに属する市町村	
道央（札幌・後志1） （札幌南・千歳後志圏）	札幌圏	札幌市（中央区、豊平区、清田区、南区、西区）、 千歳市、恵庭市、北広島市
	後志圏	全20市町村
道央（札幌・後志2） （札幌北・江別圏）	札幌圏	札幌市（北区、東区、白石区、厚別区、手稲区）、 江別市、石狩市、当別町、新篠津村

別表2 基幹病院

ブロック名	基幹病院名
道央（札幌・後志1） （札幌南・千歳後志圏）	市立札幌病院（中央区） さっぽろ香雪病院（清田区） ときわ病院（南区）
道央（札幌・後志2） （札幌北・江別圏）	札幌トロイカ病院（白石区） 大谷地病院（厚別区）

12 精神科救急情報センター業務運営要領

平成16年4月22日
保健福祉局理事決裁
(最近改正 平成25年4月1日)

(目的)

第1条 この要領は、札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(業務及び相談員)

第2条 情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に係る電話相談の対応
- (2) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介及び調整
- (3) 医療機関、関係機関等との連絡調整
- (4) 空床情報等の活用による調整
- (5) その他、情報センターに関連する業務

2 前項各号に掲げる業務遂行のため、情報センターに、精神保健福祉士、看護師等の資格を有する相談員を置く。

(運営時間)

第3条 情報センターの運営時間は、休日24時間及び平日夜間とする。

2 前項における休日は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日をいう。

3 第1項における平日夜間は、前項で規定する休日以外の午後5時から翌日午前9時までの間をいう。

(業務に係る留意事項)

第4条 情報センターは、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に関する本人又は家族等（以下「相談者」という。）からの相談について応じる。ただし、緊急を要しないと判断される相談内容については、医療機関の業務時間内に相談するよう助言し、診療以外の相談については、内容に応じて、平日昼間の業務時間内における居住区の区保健福祉部に配置されている精神保健福祉相談員や精神保健福祉センター等による相談等を助言する。
- (2) 相談の結果、早急に精神科医療が必要と認められたときは、当該日の当番病院を相談者に紹介すると共に当番病院に対し、対象者の状況を的確に説明した上で診察を要請する。ただし、対象者にかかりつけの医療機関がある場合は、相談者又は必要に応じて情報センターが当該医療機関と調整するなどして、かかりつけ医療機関による対応を優先させる。
- (3) 精神疾患以外の疾病で緊急の治療が必要な場合は、夜間急病センター等と連携し、他の診療科における診療を優先させる。
- (4) 相談の内容から、自傷他害の恐れがあると考えられた場合は、警察に通報するよう相談者に助言することとし、更に、対象者を既に保護している警察からの精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に定める第24条通報であって、措置入院又は緊急措置入院の診察が必要と考えられる場合は、当番病院にその旨を連絡し指定医の診察を依頼する。後に当番病院に診察結果を確認し、措置入院又は緊急措置入院が必要な場合は、対象

者の居住地等に応じて札幌市内の場合は障がい福祉課精神保健・医療福祉係、市外の場合には該当する保健所等の行政職員に連絡をとるなど適切な対応をするものとする。ただし、当番病院の診察を経ずとも明らかに著しい自傷他害の恐れや当該行為が認められるときは、あらかじめ障がい福祉課又は所管の保健所等へ一報を入れる。

- (5) 北海道が定める精神科救急に係る連携圏域である道央（札幌・後志）ブロックを構成する「札幌・後志1」圏域と「札幌・後志2」圏域の両圏域において病院輪番群を設けるため、原則当該圏域内で完結するよう運用を行う。ただし、確保される空床を最大限有効活用し、入院を要する対象者の積極的受け入れを図るため、適切に両圏域の当番病院や基幹病院に振り分けるものとする。
 - (6) 対象者の状況にかかわらず、相談者から精神科医療の提供を求められた場合においても、原則として、要綱第3条に規定する対象者に該当するかどうかの判断を的確に行ったうえ、前号までの規定に従い、適切な対応を行う。
 - (7) 相談にあたっては、必要に応じて、行政機関や消防機関、警察等関係機関との連絡や連携を緊密に行うものとする。
- 2 精神科医療を必要とする者の医療機関までの搬送は、原則本人又は保護者等の責任において行う必要があることを説明する。
 - 3 第1項の規定による業務を行ったときは、以下の項目について記録し、各日ごとに処理する。
 - (1) 相談対象者の住所、氏名、年齢、性別
 - (2) 相談者の氏名、続柄、連絡先
 - (3) 相談内容
 - (4) 相談対象者の精神科治療歴、身体状況
 - (5) 相談対応内容
 - (6) 相談結果
 - (7) その他必要な事項

（関係機関との連携）

第5条 情報センターは、その業務を円滑に進めるために、日常から当番病院、区保健福祉部、精神保健福祉センター、消防機関及び警察署等の関係機関と情報交換を行う等緊密な連携を図るものとする。

（記録）

第6条 情報センターは、その業務に関する記録を1年間保管しなければならない。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

1 3 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成 21 年 7 月 10 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 推進会議に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。

3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。

4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成20年8月26日保健福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

<p>委員</p>	<p>交通事業管理者 病院事業管理者 教育長 保健福祉局長 障がい保健福祉担当局長 保健福祉局医務監 市長政策室長 総務局長 市民まちづくり局長 財政局長 子ども未来局長 みどり環境担当局長 経済局長 都市局長 消防局長 区長（委員長が指名する者に限る）</p>
-----------	--

別表 2 (第 5 条 関係)

<p>幹事</p>	<p>交) 高速電車部長 病) 救命救急センター部長 教) 学校教育部長 児童生徒担当部長 保) 総務部長 保護自立支援担当部長 高齢保健福祉部長 障がい保健福祉部長 保険医療部長 健康企画担当部長 政) 政策企画部長 改革推進部長 広報部長 総) 職員部長 市) 市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 財) 財政部長 税政部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 児童相談所長 環) みどりの施設担当部長 円山動物園長 経) 雇用推進部長 都) 住宅担当部長 消) 警防部長 区市民部長（幹事長が指名する者に限る）</p>
-----------	--

(参考) 精神保健福祉センター運営要領について

平成 8 年 1 月 1 9 日

健医発第 5 7 号

各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

精神保健法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 9 4 号)により、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められ、精神障害者の福祉が法体系上に位置付けられ、精神保健センターは「精神保健福祉センター」に改められたところである。

精神保健センターの運営については、これまで、「精神保健センター運営要領」(昭和 4 4 年 3 月 2 4 日衛発第 1 9 4 号公衆衛生局長通知)により行われてきたが、今般の法律改正を踏まえて、これを廃止し、別紙のと通りの「精神保健福祉センター運営要領」を定めたので通知する。

なお、貴管下市町村及び関係機関に対する周知についてご配慮願いたい。

別紙

精神保健福祉センター運営要領

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 3 条第 1 項及び第 4 5 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有する者であること。）

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

札幌こころのセンター所報(平成 27 年度)

平成 28 年 12 月発行

編集・発行 札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4階
TEL(011)622-5190
FAX(011)622-5244
<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>